

#### 4.河川整備の実施に関する事項

4-1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

### 4. 河川整備の実施に関する事項

#### 4-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに

当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

##### 4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

吉野川の国（直轄）管理区間における治水上の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として計画する河川整備の内容は、以下のとおりとする。

なお、河川整備の項目とその内容については、進捗状況をフォローアップするとともに、河床変動や樹木の繁茂状況等河道内の状況の変化や流域の社会情勢等を踏まえ、必要に応じて、整備項目の追加・削除、実施内容・箇所の変更等の見直しを適切に行う。

##### (1) 吉野川

##### 1) 洪水を安全に流下させるための対策

吉野川の国（直轄）管理区間全川において、河道整備流量16,600m<sup>3</sup>/s（岩津地点）を安全に流下させることができる河道断面を確保するものとする。その際には、治水効果を早期に発現させるため、現在事業実施中の区間と未着手区間のうち最もはん濫被害の大きい地区の無堤部対策を優先的に実施する。また、その他の無堤部については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。

堤防等の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、河道の掘削等を行い、必要な流下断面を確保する。

##### 堤防の整備

吉野川の国（直轄）管理区間の無堤地区（狭隘地を除く）については、河道整備流量16,600m<sup>3</sup>/s（岩津地点）を安全に流下させる おいては、洪水によるはん濫被害を防止するため堤防の整備を実施する。

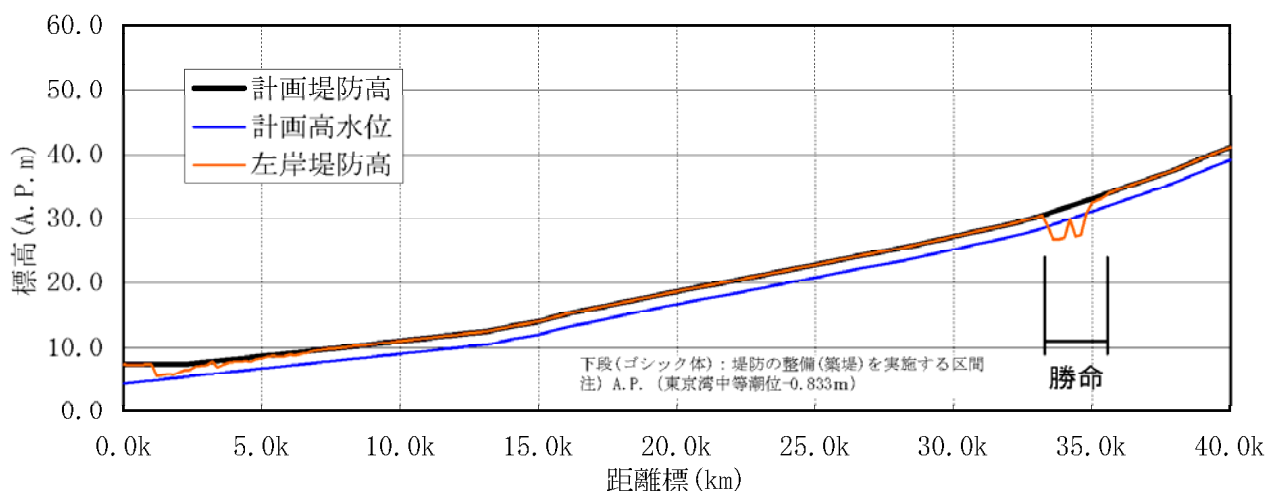


図-4.1.1(1) 岩津下流の現況堤防高(左岸)

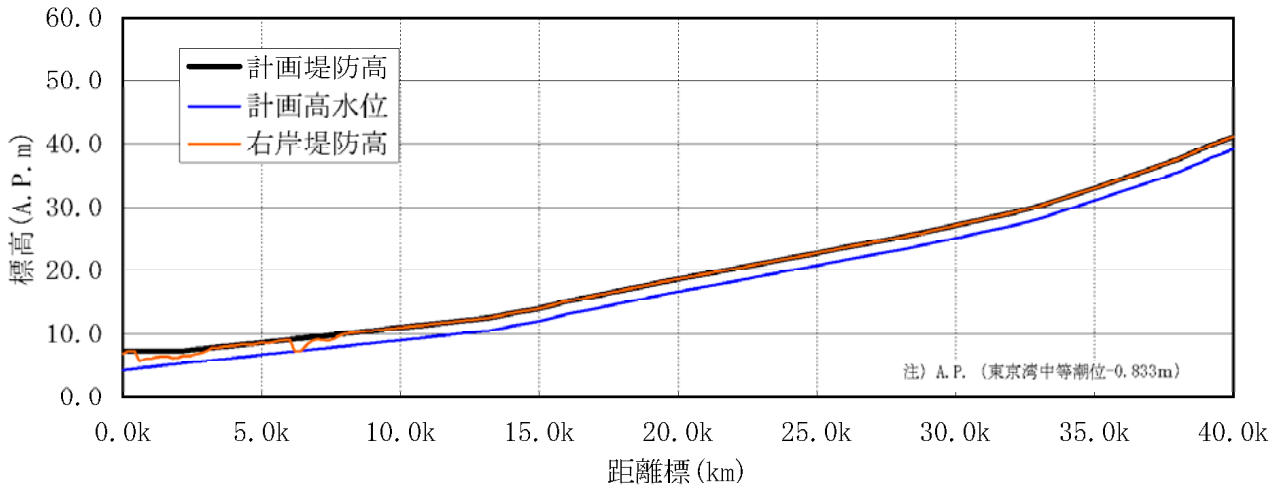


図-4.1.1(2) 岩津下流の現況堤防高(右岸)

4.河川整備の実施に関する事項

4-1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

表 - 4.1.1 堤防の整備（築堤）を実施する区間

河川名	実施区間			
	左岸		右岸	
	箇所名	距離標	箇所名	距離標
吉野川	勝命箇所	33.2k+100 ~ 35.4k+150	加茂第一箇所	58.8k+150 ~ 59.6k
	脇町第一箇所	41.2k+150 ~ 41.6k+100		62.0k ~ 64.6k+150
	脇町第三箇所	49.0k ~ 50.2k+100	加茂第二箇所	65.0k+50 ~ 69.0k+150
	沼田箇所	54.2k+150 ~ 56.2k+50	井川箇所	71.4k+150 ~ 73.0k
	芝生箇所	59.0k+50 ~ 60.8k+100	池田箇所	76.6k+150 ~ 76.8k+100
	太刀野箇所	62.6k+100 ~ 64.6k+100		
	昼間箇所	71.6k ~ 73.2k+100		
	箸蔵箇所	75.8k+50 ~ 77.0k		
	合計	約13.5km	合計	約9.3km

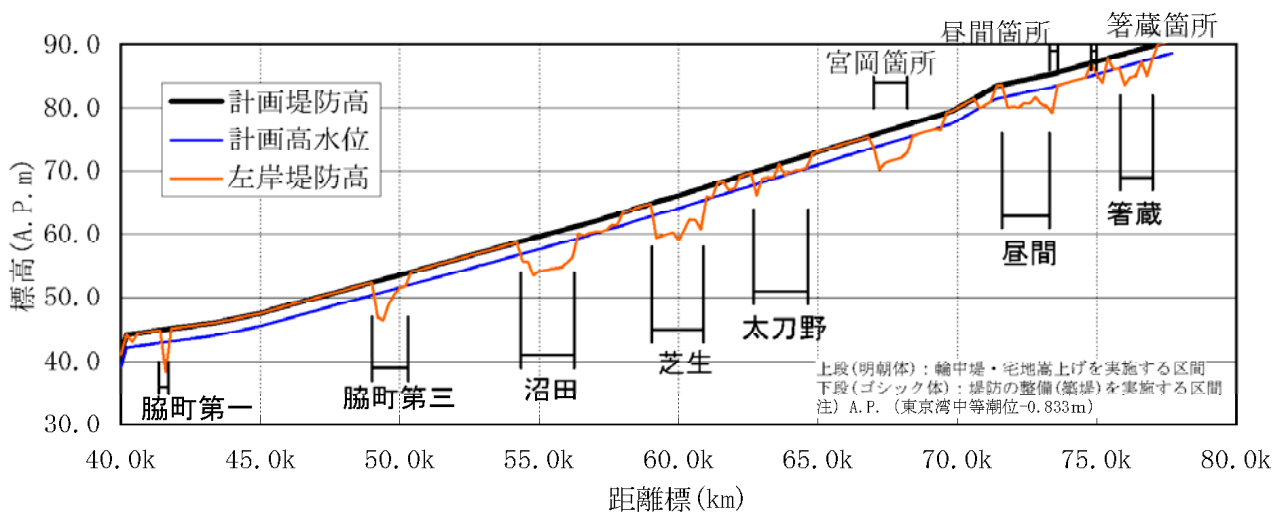


図-4.1.1(3) 岩津上流の現況堤防高(左岸)

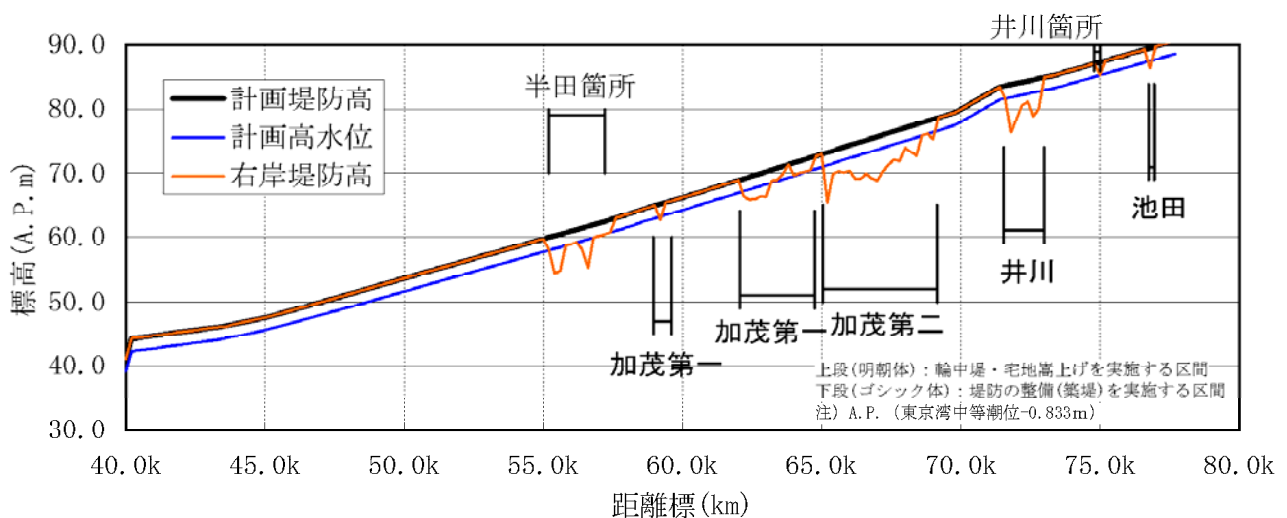


図-4.1.1(4) 岩津上流の現況堤防高(右岸)

輪中堤・宅地嵩上げ等

岩津上流（池田～岩津間）の狭隘地区<sup>きょうあい</sup>においては、整備による宅地等の資産の消失を最小限にとどめ、地域住民の生活環境を保全しつつ、浸水被害を軽減すること等を目的として、地元との調整を図りながら必要に応じて輪中堤、宅地嵩上げ等を行う。

なお、輪中堤・宅地嵩上げ等の実施にあたっては、周辺農地等への新たな家屋の立地を防止するため、市町と連携して、災害危険箇所の指定など適正な措置を講ずる。

表 - 4.1.2 輪中堤・宅地嵩上げ等を実施する区間

河川名	実施区間または箇所			
	左岸		右岸	
	箇所名	距離標	箇所名	距離標
吉野川	宮岡箇所	67.0k～68.2k	半田箇所	55.2k～57.2k
	昼間箇所	73.2k+100～73.6k	井川箇所	74.8k～75.0k
	箸蔵箇所	74.8k～75.4k+100		
	合計	約2.2km	合計	約2.2km

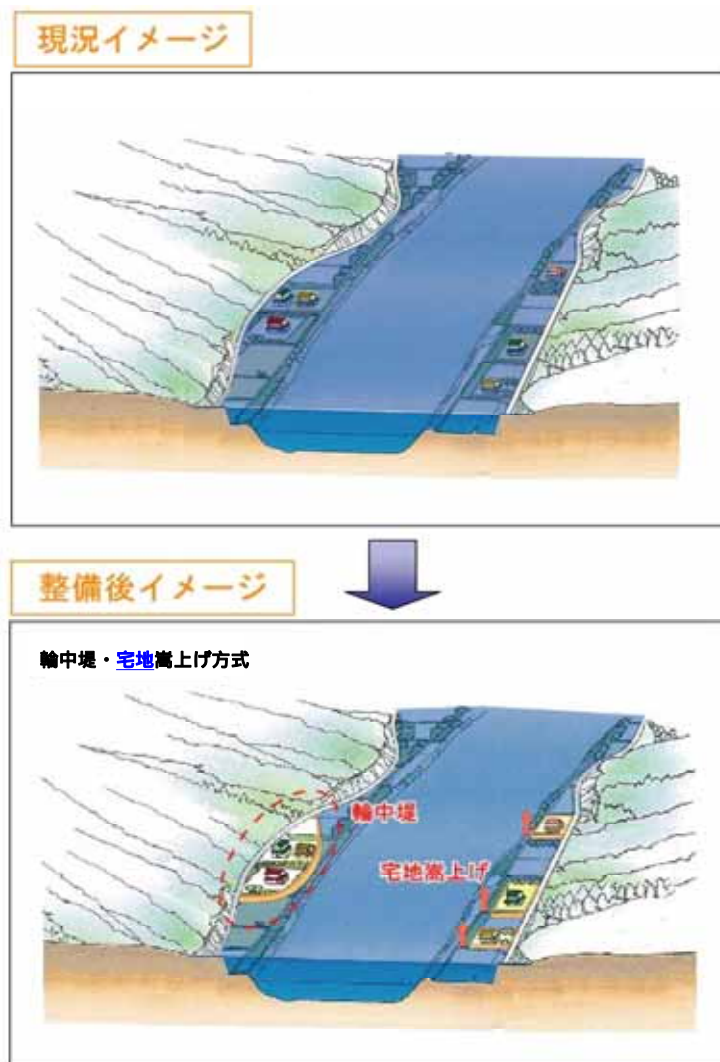


図 - 4.1.2 輪中堤・宅地嵩上げ等整備イメージ

4. 河川整備の実施に関する事項

4-1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

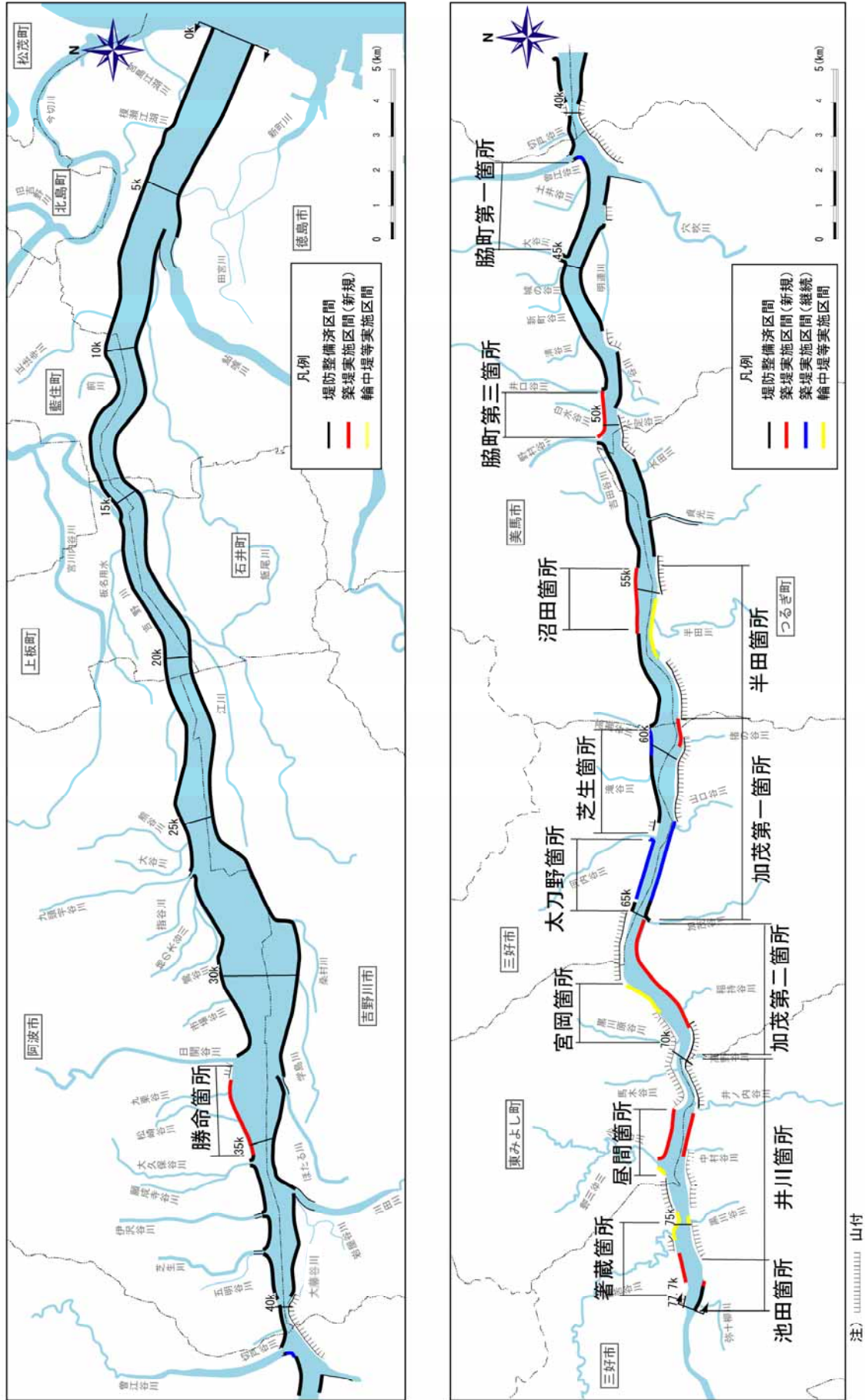


図 - 4.1.3 堤防の整備を実施する区間 (吉野川)

## 河道の掘削等

堤防の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、砂利採取要請等状況も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。

掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすくするため、現状の流れの状態を大きく変化させないよう留意するとともに、魚類等の生息の場となっている瀬と淵の改変を極力行わないよう平水位以上の掘削を基本とする。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性をもたせるため、緩勾配にて掘削を実施するなど、良好な水域環境の保全に努める。なお、河岸沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、竹林の伐採面積の抑制に努める。

表 - 4.1.3 河道の掘削等（河道断面の確保対策）を実施する区間

河川名	実施区間		
	No.	地区名	距離標
吉野川		善入寺地区	25.6k ~ 35.2k ( 樹木伐採のみ )
		脇町第一地区	41.4k ~ 43.2k
		舞中島地区	44.0k ~ 45.0k
		沼田・半田地区	54.0k ~ 57.2k
		芝生・太刀野地区	59.0k ~ 65.0k
合計			約21.6km



#### 4. 河川整備の実施に関する事項

##### 4-1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

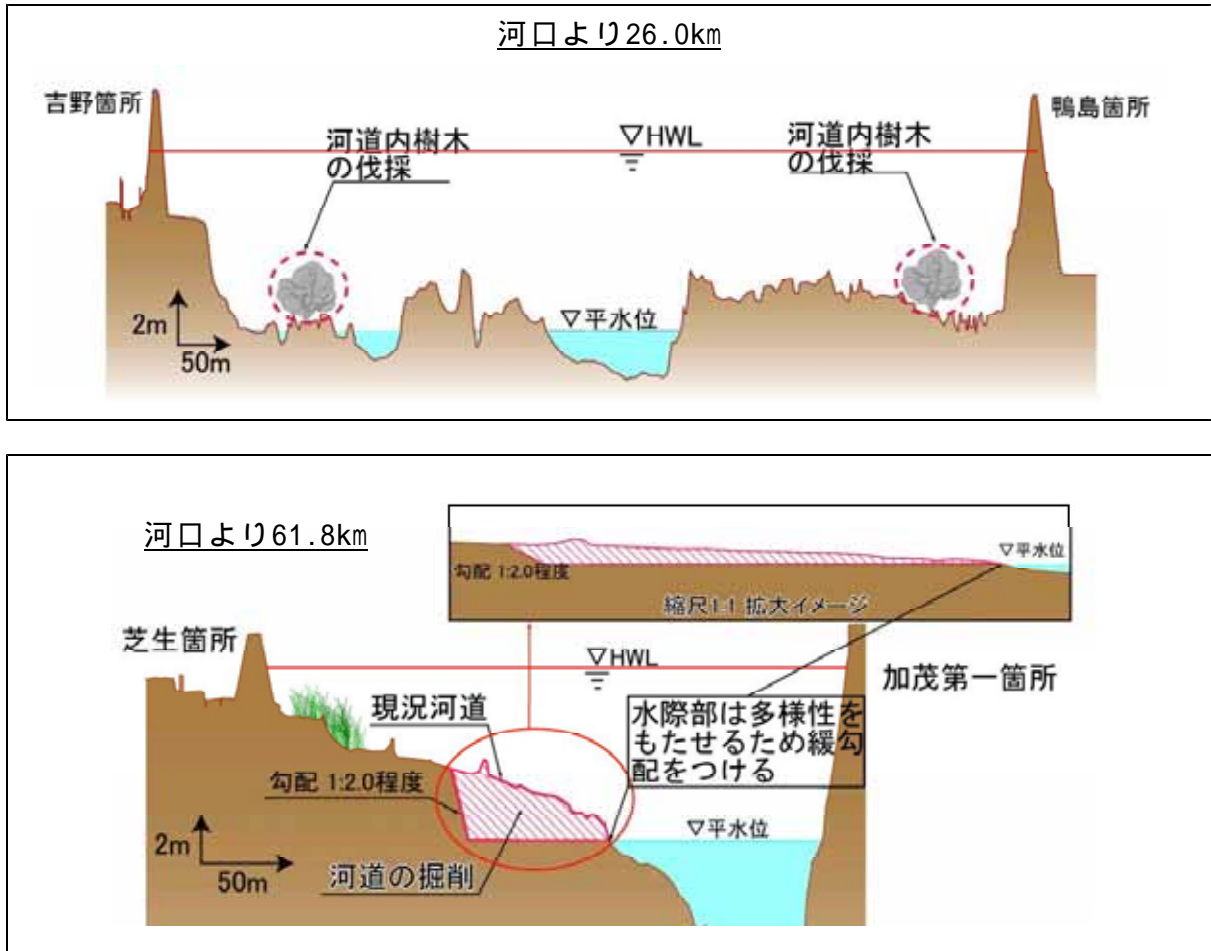


図 - 4.1.4 河道の掘削等のイメージ(吉野川)

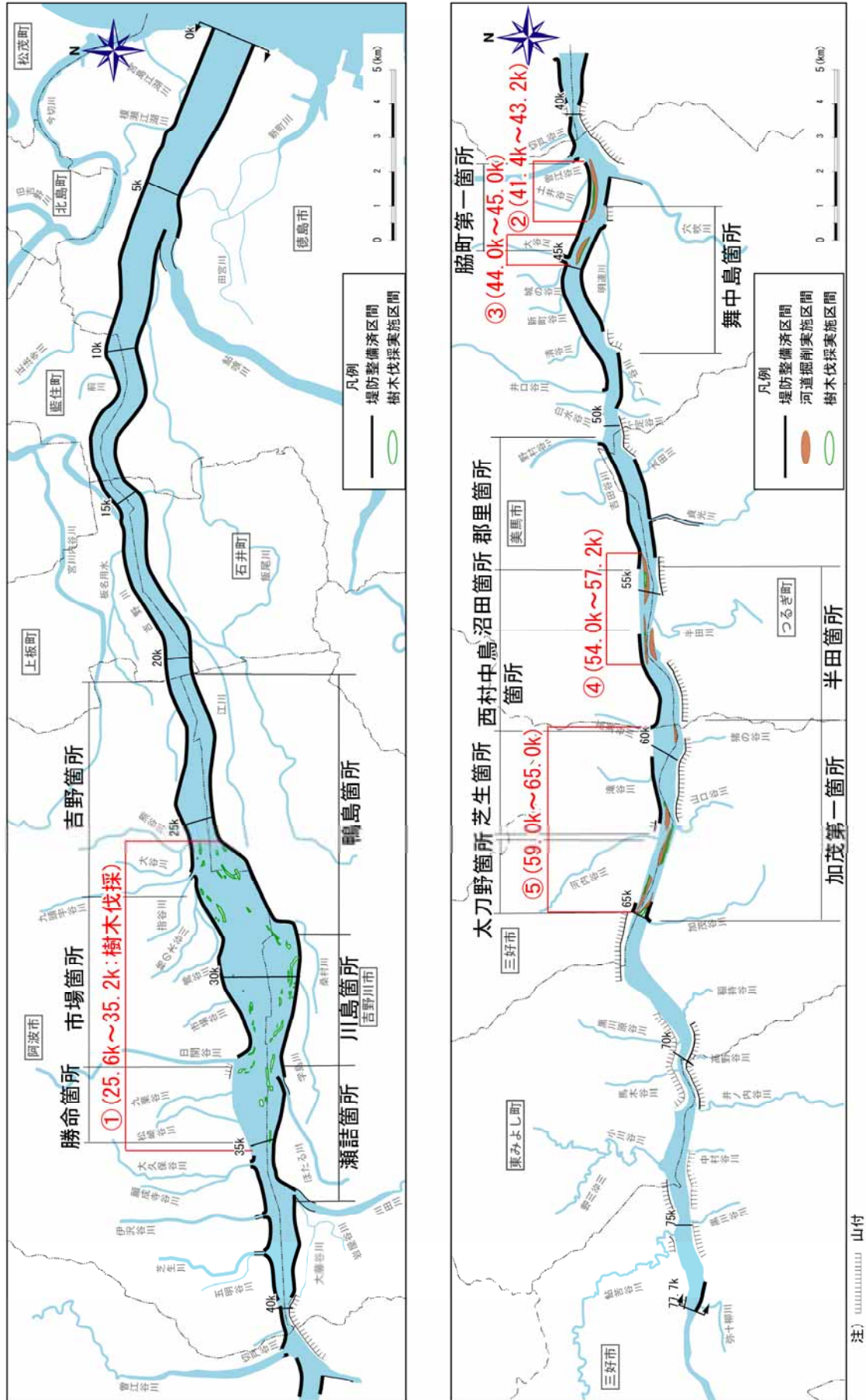


図 - 4.1.5 河道の掘削等を実施する区間（吉野川）



<コラム> 吉野川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果

吉野川の堤防整備率は、岩津下流（岩津～河口）では98%程度と概成しているものの、岩津上流（池田～岩津）では69%程度と著しく遅れている。このため、現在の施設状況で整備計画目標流量の洪水が発生した場合、吉野川流域の国（直轄）管理区間では、吉野川のはん濫により約480haの激甚大な浸水被害が想定されます。

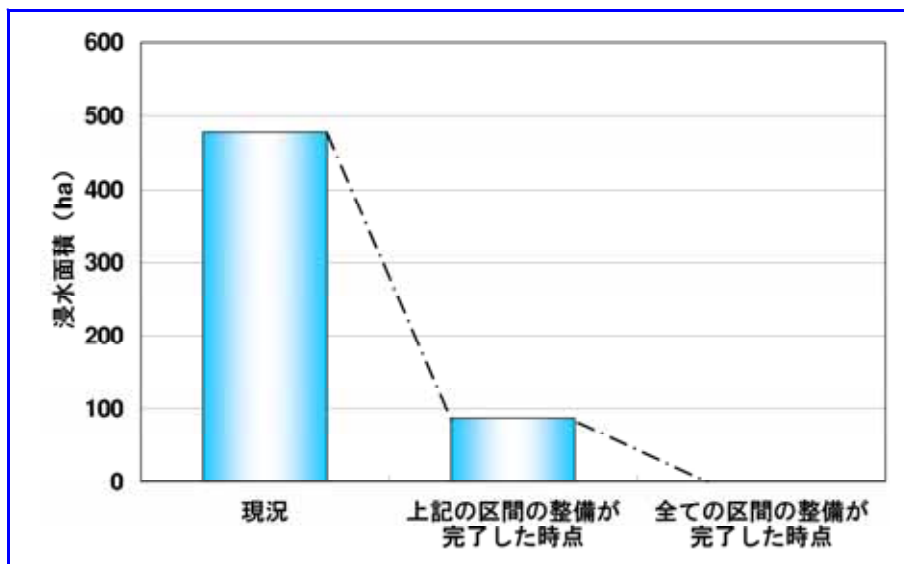
河川整備計画では、このような浸水被害を軽減させるため、現在、堤防の整備を実施している区間箇所に加え、計画的に築堤、河床掘削等の整備を進め、吉野川のはん濫による浸水被害を解消することとしています。なお、下表は現在の予算状況で下流から整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を示したものです。

【堤防の整備の着手可能な区間を実施する箇所】

	整備区間箇所
現在の予算状況で下流から整備した場合の着手可能な区間 <del>現在、堤防の整備を実施中の箇所</del>	左岸：勝命箇所、脇町第一箇所（ ）、脇町第三箇所、沼田箇所、芝生箇所（ ）、太刀野箇所（ ） 右岸：半田箇所、加茂第一箇所（毛田地先）、加茂第一箇所（ ）、加茂第二箇所
整備計画に位置付けられた箇所	左岸： <del>勝命箇所、脇町第三箇所、沼田箇所、宮岡箇所、昼間箇所、管蔵箇所</del> 右岸： <del>半田箇所、加茂第一箇所、加茂第二箇所、井川箇所、池田箇所</del>

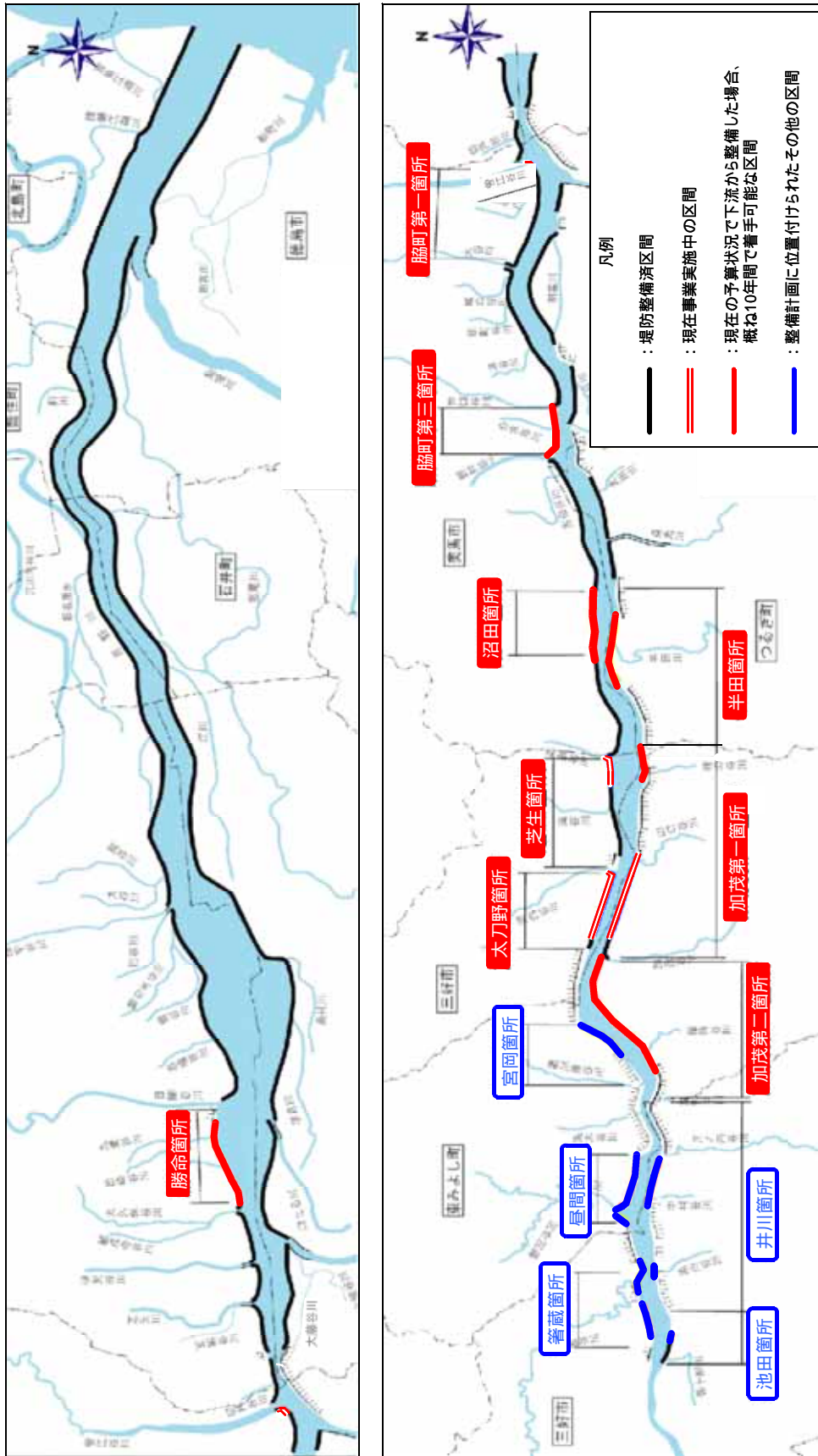
：現在事業実施中の区間

注：上表は予算状況等により変わる場合があります。



堤防の整備段階毎の浸水面積の変化

計算条件：浸水面積は、戦後最大流量を記録し甚大な浸水被害を発生させた平成16年10月の台風23号による吉野川のはん濫実績について、段階的な事業実施の効果を算出したものです。なお、上記グラフに示す浸水面積の変化は、輪中堤・宅地嵩上げ等の実施箇所を含め、対策済み箇所については浸水面積が無くなるものとして算出しています。



堤防の整備の着手可能な区間（吉野川）

4.河川整備の実施に関する事項

4-1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

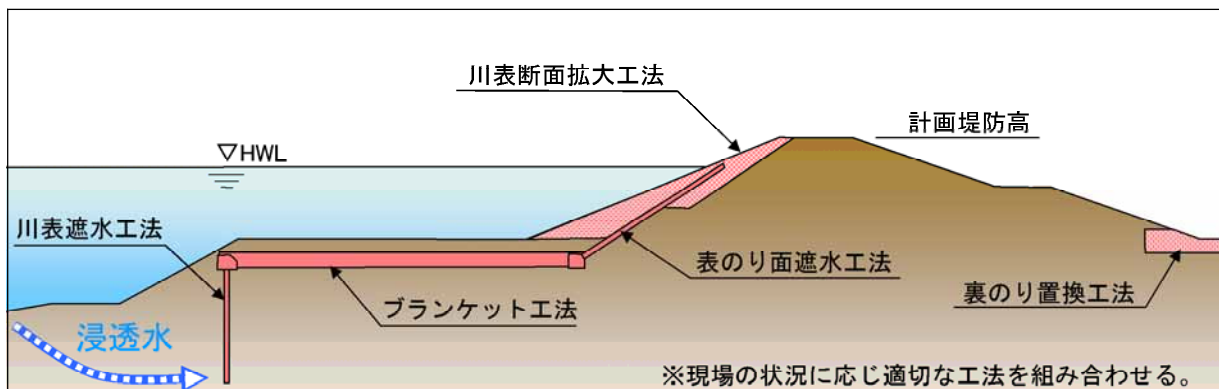
2) 堤防漏水・侵食対策

堤防整備済区間を対象に浸透に対する安全性を点検した結果、吉野川では、概ね左岸24.5km、右岸24.0kmの堤防において対策が必要となっている。

浸透については、堤防漏水の発生状況を注視しつつ、被災履歴、被災規模、現在の堤防が有している安全度、背後地の社会的条件等を総合的に判断し、計画的に堤防漏水対策を実施する。

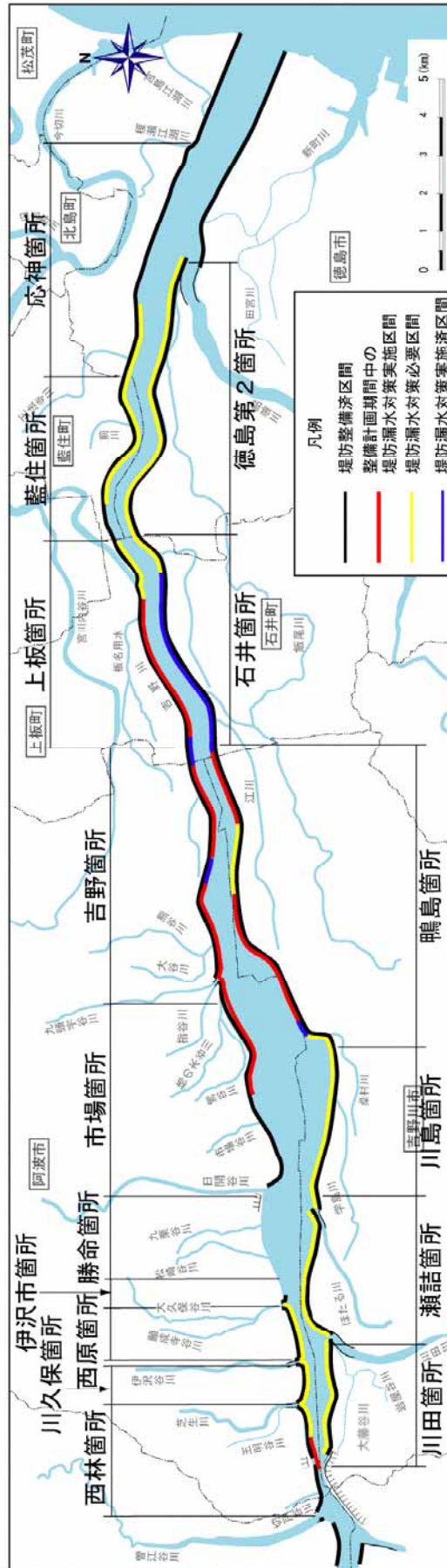
表 - 4.1.4 堤防漏水対策を実施する箇所

河川名	実施区間			
	左岸		右岸	
	箇所名	距離標	箇所名	距離標
吉野川	上板箇所	16.0k ~ 19.8k+100	鴨島箇所	20.4k ~ 22.4k
	吉野箇所	20.6k ~ 23.4k		24.2k ~ 28.2k+170
	市場箇所	24.0k+50 ~ 29.8k+90		
	西林箇所	39.2k+190 ~ 40.0k		
	合計	約13.1km	合計	約6.2km



- 川表断面拡大工法：堤防断面を透水しにくい材料により大きくして、河川水を浸透しにくくする。
- 表のり面遮水工法：川側堤防斜面（表のり面）を護岸等により被覆することで、河川水を浸透しにくくする。
- ブランケット工法：河川敷（高水敷）を透水しにくい材料（主として土質材料）で被覆することにより、河川水を浸透しにくくする。
- 川表遮水工法：川側堤防斜面（川表のり尻）等に止水矢板等により遮水壁を設置することにより、河川水が基礎地盤へ浸透しにくくする。
- 裏のり置換工法：堤体の居住地側斜面（川裏のり尻）にせん断強土の大きい材料で置き換え、堤体の安定性を増加させる。

図-4.1.6 堤防漏水対策のイメージ図



注) ..... 山付

図 - 4.1.7 堤防漏水対策を実施する区間

4.河川整備の実施に関する事項

4-1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

堤防整備済区間を対象に侵食に対する安全性を点検した結果、吉野川では、概ね左岸25.2km、右岸21.8kmの堤防において対策が必要となっている。

侵食については、被災の状況を注視するとともに被災履歴、被災規模、現在の護岸の有している安全度、背後地の社会的条件等を総合的に判断し、必要な箇所に対して侵食対策を実施する。

護岸等の整備にあたっては、現況における[背後地の社会状況](#)や動植物の生息・生育環境等の把握を行い、必要に応じてミチゲーション等を実施すること及び、多自然川づくりなどにより河川環境の保全に努める。

表 - 4.1.5 侵食対策を実施する箇所

河川名	実施区間			
	左岸		右岸	
	箇所名	距離標	箇所名	距離標
吉野川	藍住箇所	11.2k ~ 11.2k+100	鴨島箇所	28.6k+137 ~ 28.6k+191
		11.4k+90 ~ 11.6k+170	川島箇所	31.8k ~ 32.0k+150
	吉野箇所	23.4k ~ 23.4k+150		
	伊沢市箇所	35.0k+55 ~ 35.2k+110		
	合計	約0.9km	合計	約0.5km

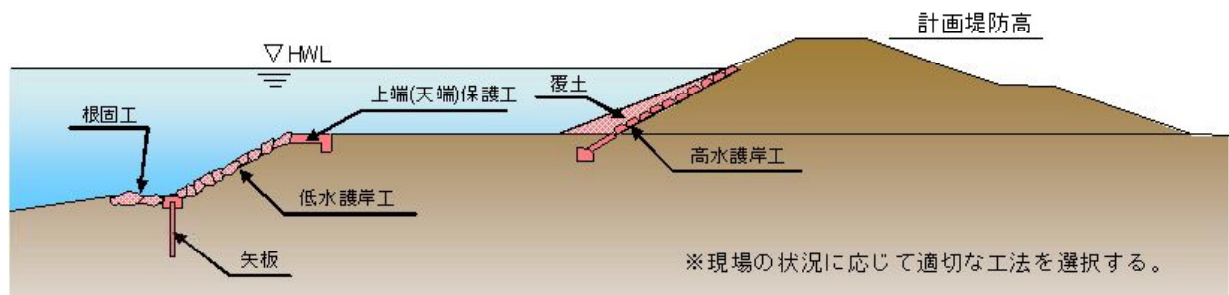


図-4.1.8 侵食対策のイメージ図



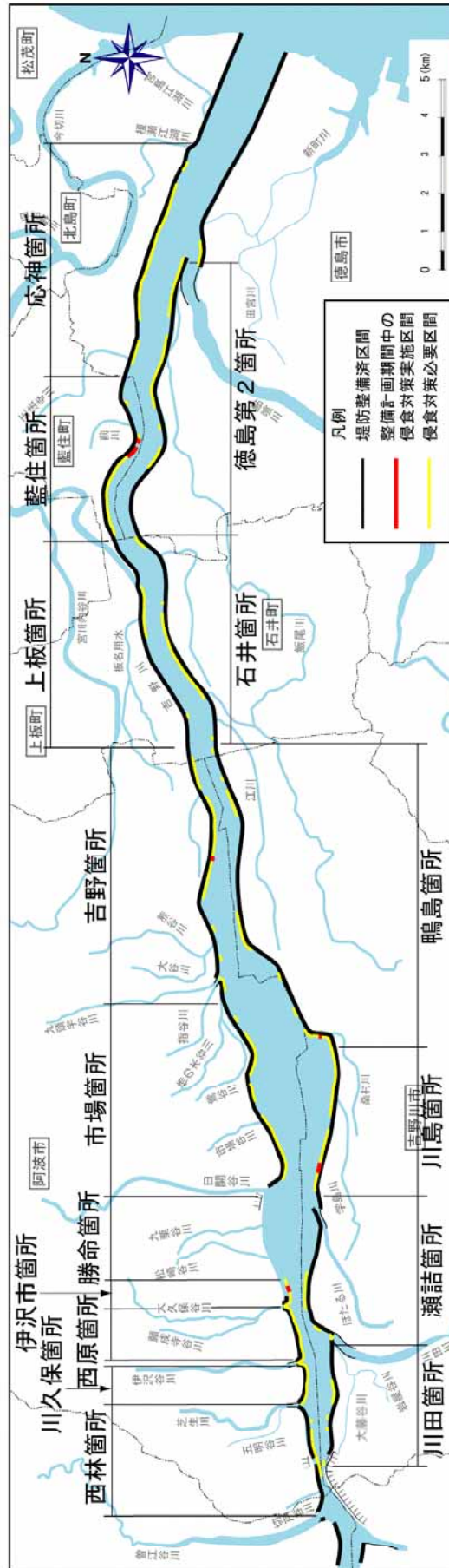


図 - 4.1.9 侵食対策を実施する区間

#### 4.河川整備の実施に関する事項

##### 4-1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

### 3) 内水対策等

吉野川の国（直轄）管理区間の川沿いには、現状で35の内水（吉野川に排水できずにはん濫した水）地区が存在する。これらの地区では、内水被害が発生する場合があります。実際に平成16年10月台風23号などの洪水で内水被害が発生している。

~~また、~~内水被害の発生する可能性がある地区については、内水被害の軽減及び拡大防止のためには、流域からの流出抑制や低地への家屋進出抑制等が必要であることから~~ため、~~ハザードマップの公表、水害展による啓発活動等のソフト対策を地元自治体と連携して積極的に行う。

~~またさらに、~~内水はん濫の状況に応じて、円滑かつ迅速に内水を排除するため、機動性がある排水ポンプ車を配備する。

~~加えて、~~吉野川沿いには、現状で15箇所の既設排水ポンプ場（排水機場）（国（直轄）管理144m<sup>3</sup>/s）が整備済であるが、今後、これらの施設の老朽化や機能低下が危惧されることから、必要に応じ適切な対策を実施する。

~~また今後は、~~内水被害を軽減するため、内水被害の危険地域を検証し、家屋等の浸水被害が著しい地区については、排水ポンプ場（排水機場）の新設・増設等必要な対策を実施する。

表 - 4.1.6 内水対策を実施中の箇所

内水地区名	実施箇所	整備内容
飯尾川	角の瀬排水機場	20m <sup>3</sup> /sを新設（平成16～20年度）
川島	川島排水機場	18m <sup>3</sup> /sを増改築（平成17～21年度）

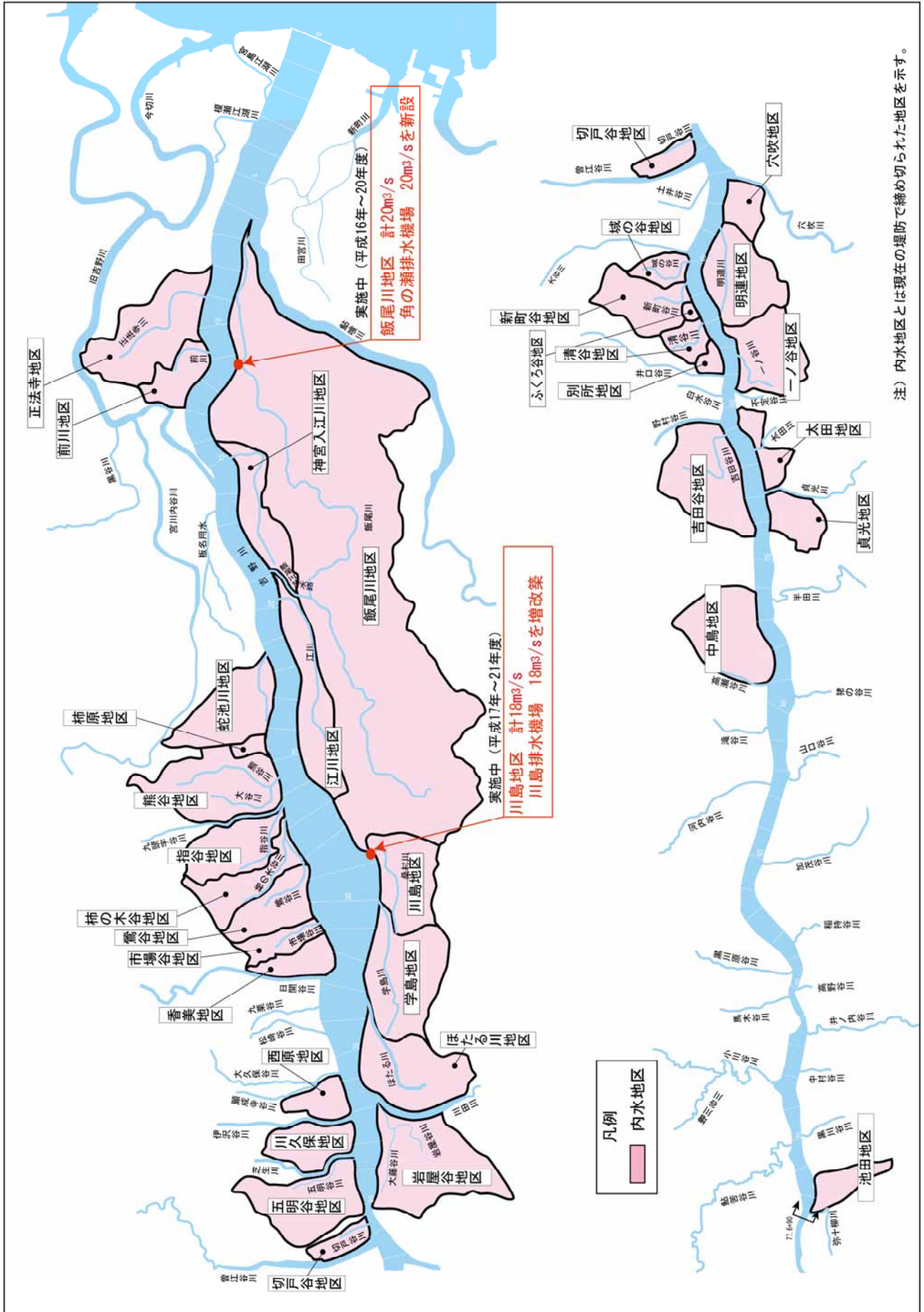


図 - 4.1.10 吉野川内水地区位置図



4.河川整備の実施に関する事項

4-1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

<コラム> 飯尾川流域の例（直轄事業と補助事業が連携した内水対策の事例）

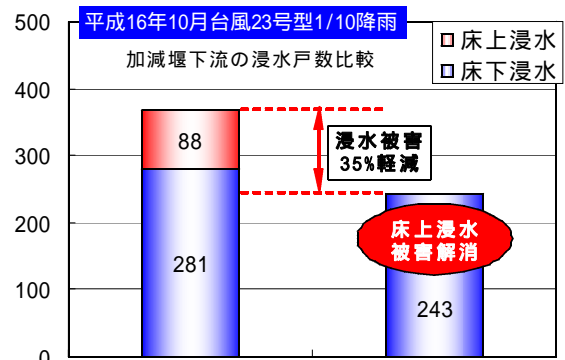
1. 内水対策の概要

飯尾川流域では、その地形特性から、過去より内水（吉野川に排水できずにはん濫した水）被害が頻発しています。特に、平成16年10月台風23号洪水では、浸水面積3,630ha、床上浸水341戸、床下浸水964戸の激甚大な内水被害が発生しました。

このような内水被害を軽減するため、国土交通省では、角の瀬放水路の吉野川合流地点に角の瀬排水機場20m<sup>3</sup>/sの建設を進めています。また、徳島県においても飯尾川の河道改修に加えて、飯尾川第二樋門を改築することにより、一層の内水被害の軽減を図ることとしています。

2. 角の瀬排水機場及び飯尾川河道改修の効果

角の瀬排水機場20m<sup>3</sup>/sの新設、飯尾川河川改修を行うことにより、加減堰下流の内水被害は、概ね10年に1度の降雨（平成16年10月台風23号降雨波形）に対して床上浸水被害を全て解消できます。



内水対策による効果（飯尾川流域の例）

【飯尾川河道改修メニュー】

- 加減堰下流1.2kmの河道改修
- 飯尾川第二樋門改築



飯尾川流域の整備予定

### <コラム> ハード・ソフト一体となった内水対策

吉野川における排水ポンプ場（排水機場）の整備は、昭和36年9月の第二室戸台風における激甚な内水（吉野川に排水できずにはん濫した水）被害を契機として、昭和39年に川島排水機場 $12\text{m}^3/\text{s}$ を設置以降、15機場、 $144\text{m}^3/\text{s}$ を整備しており、現在も、角の瀬排水機場 $20\text{m}^3/\text{s}$ 、川島排水機場増改築( $12\text{m}^3/\text{s}$   $18\text{m}^3/\text{s}$ )を実施しています。

しかし、内水被害の軽減のためには、排水ポンプ場（排水機場）の整備などハード対策に加えて、警戒避難体制構築、流域からの流出抑制、低地への宅地進出抑制等のソフト対策を行うことが非常に重要です。

近年においては、自治体により、様々なソフト対策が積極的に行われており、徳島市では、水害時の河川水位や道路の浸水（冠水）などの情報をリアルタイムで把握するための「災害情報収集協力員制度」を創設し、警戒避難体制の強化を図っています。

#### 【自治体によるソフト対策（主要な取り組み）】

- ・ハザードマップの公表
- ・浸水実績図の公表
- ・新規転入者への周知
- ・水害展の開催による地域住民への啓発
- ・災害情報収集協力員制度 等



内水ハザードマップの作成  
(吉野川市の事例)



水害パネル展の実施

自治体等の取り組み



#### 4.河川整備の実施に関する事項

##### 4-1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

#### 4) 地震対策

東南海・南海地震対策として、地震発生後に来襲する津波によって浸水被害が懸念される河口部の国（直轄）による管理排水門（樋門）・堤防等河川管理施設に対して耐震性を検証し、耐震補強等の必要な対策を実施する。また、地震後の増水（出水）における被害状況、社会的状況等を検証し、その影響の程度が著しい河川管理施設についても、必要な対策を実施する。

さらに、対策完了以前の地震発生を想定し、地元自治体と連携して、減災に向けたソフト対策を実施する。

#### 5) 高潮等対策

吉野川河口部においては、河道内侵入波浪による越波被害の防止・軽減のため、越波実績を考慮し高潮堤防等の整備を実施する。

なお、河口部における河川整備の実施に際しては、必要に応じ、海岸・港湾管理者等関係機関との調整を図る。



現状の堤防写真

#### 6) 上流ダム群の改良等

上流ダム群の適正な洪水調節機能の確保に向け、早明浦ダムでは洪水調節容量を増大させ、低い貯水位でも確実に放流できるよう施設を改築するとともに、柳瀬ダムでは放流設備の新設を行う。なお、早明浦ダムの施設の改築により放流に伴う濁水問題の長期化を抑制する副次的効果も期待される。

また、上流ダム群のさらなる治水機能向上について引き続き検討を行う。

池田ダムにおいては、池田地点における河川整備計画の目標流量 $12,500\text{m}^3/\text{s}$ の安全な流下を図るため、貯水池周辺の浸水箇所において、堤防の新設もしくは**宅地**嵩上げ等の対策を実施する。

## 7) 防災関連施設の設備

## 河川防災ステーション・水防拠点等の整備

災害時における水防活動や応急復旧の拠点として、水防作業ヤードや土砂、土のう袋等の水防資機材の備蓄基地・水防倉庫を整備するとともに、より迅速かつ効率的な河川巡視、水防活動を実現するため、水防資機材運搬車両等の運行に必要となる方向転換場所（車両交換場所）の計画的整備に努める。

それらに加えて災害情報の集配信機能、水防団等の活動拠点機能、物資輸送の基地機能等の水防活動等を支援する機能を併せ持つ拠点・避難場所として、河川防災ステーションを必要に応じて関係機関と連携して整備する。

なお、平常時においても関係機関と連携し、河川情報の発信拠点、レクリエーションの場等としての活用を図る。

表 - 4.1.7 河川防災ステーションを実施する箇所

河川名	名称	実施箇所	主な整備内容
吉野川	中鳥河川防災ステーション (仮称)	美馬市美馬町中鳥地先	水防作業ヤード 緊急用資材備蓄基地 水防活動支援機能 等

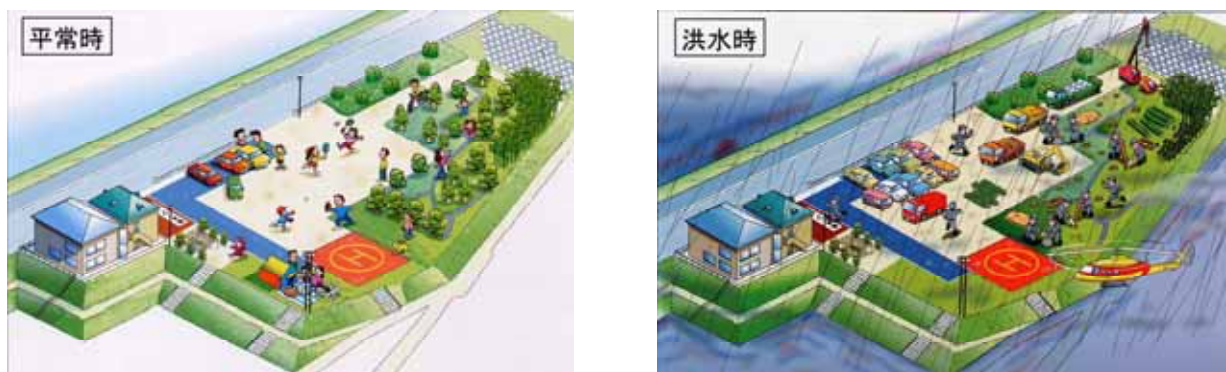


図 - 4.1.11 河川防災ステーションの整備イメージ図

## 排水ポンプ車等の作業場の整備

内水（吉野川に排水できずにはん濫した水）はん濫時に応急的な対策としての排水ポンプ車及びクレーン車等の必要な作業場を現地状況・内水被害実績等を考慮し、必要な箇所を整備する。

## 側帯の整備

緊急用の土砂等を備蓄するために堤防に設ける側帯についても、一連区間の堤防状況等を考慮し、整備に努める。

## 光ファイバー網等の整備

洪水等の被害を最小限に抑え、壊滅的な被害を回避することを目的として、水位、雨量、画像等の河川情報を収集し、迅速かつ効果的な洪水対応を行うとともに、その情報を関係自治体等へも伝達し、水防活動や避難誘導等に活用するため、観測設備、河川監視カメラ、光ファイバー網等を整備する。

4. 河川整備の実施に関する事項

4-1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

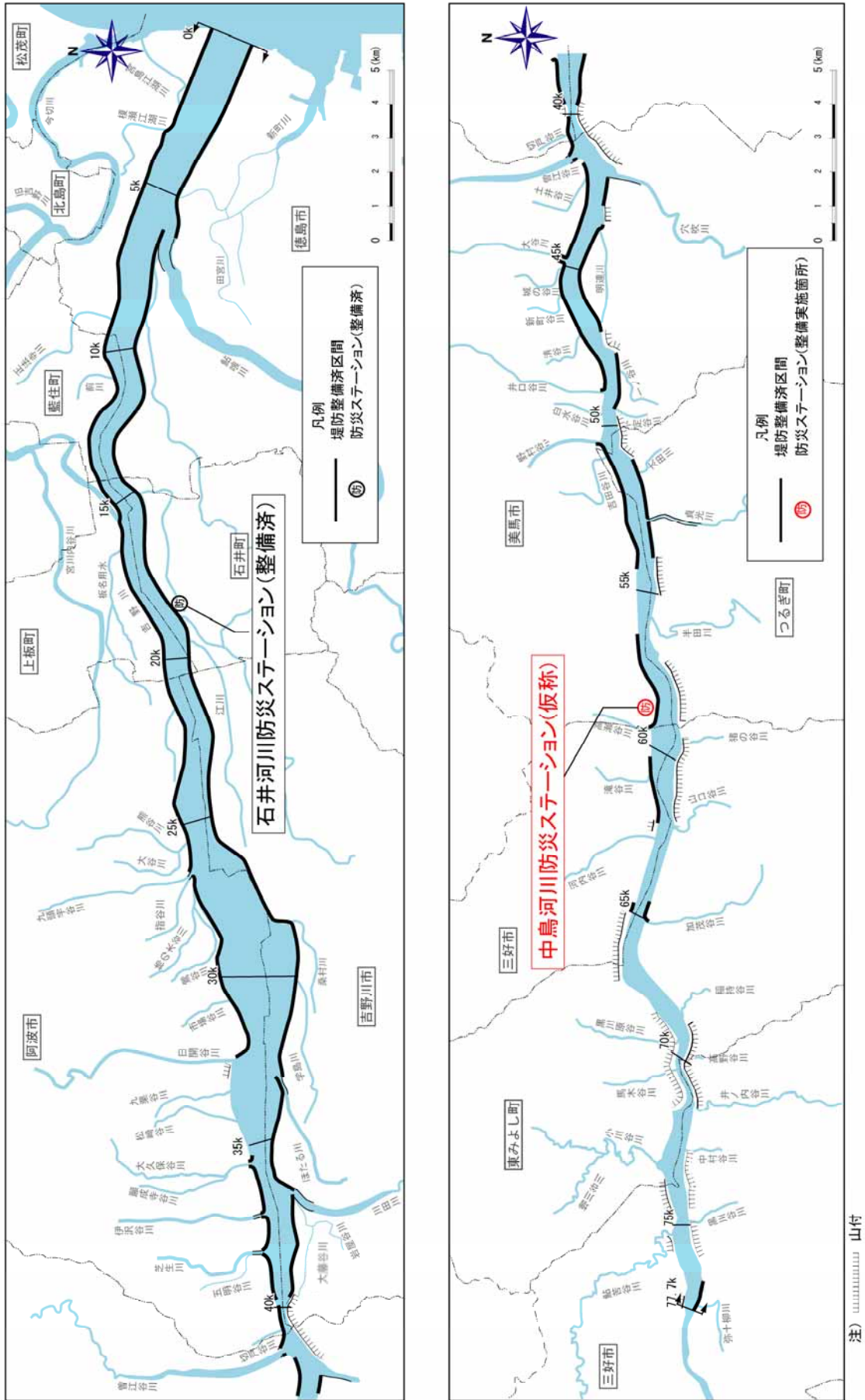


図 - 4.1.12 防災ステーション実施箇所図 (吉野川)

## (2) 旧吉野川

## 1) 洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策

旧吉野川下流（河口より14.6km付近下流）及び今切川においては、流下断面や堤防高が不足し、川沿いに残る旧堤等の効果を考慮しても、市街地等への大規模なはん濫被害が想定される区間については、堤防整備、河道掘削等を実施することにより、必要な流下断面を確保して旧吉野川・今切川のはん濫外水による浸水被害を軽減する。

旧吉野川上流（河口より14.6km付近上流）の流下断面が不足している区間については、河道の掘削を行い、無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消する。

整備にあたっては、治水効果の早期発現が可能となるように、現在事業実施中の区間や想定されるはん濫被害が大きい区間を優先的に実施するとともに、未着手区間については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。

## 堤防の整備

流下断面・堤防高が不足している区間の内、市街地等への大規模なはん濫被害が想定される区間については、洪水・高潮等によるはん濫被害を防止するため、港湾計画等と調整の上、堤防の整備・水門新設等対策を実施する。

また、今切川河口部の河道内の浸入波浪により越波被害を生じる区間については、消波工を整備する。

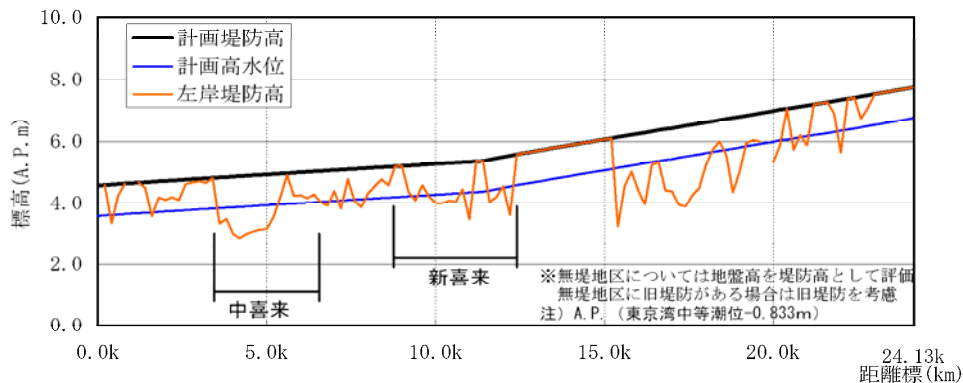


図-4.1.13(1) 旧吉野川の現況堤防高(左岸)

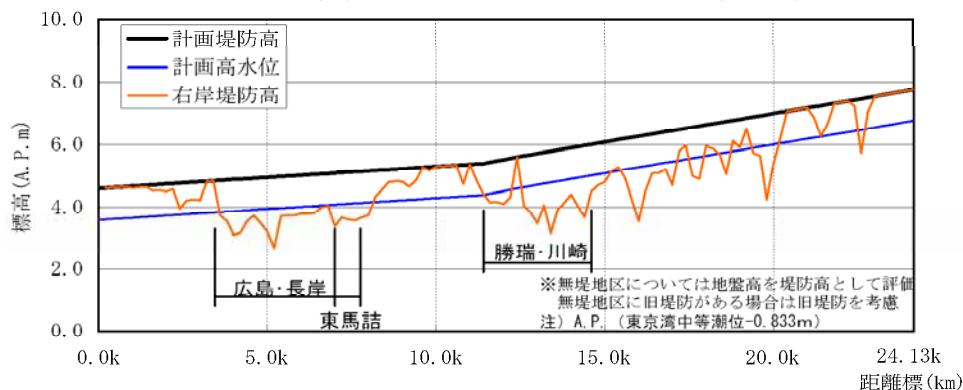


図-4.1.13(2) 旧吉野川の現況堤防高(右岸)



4. 河川整備の実施に関する事項

4-1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

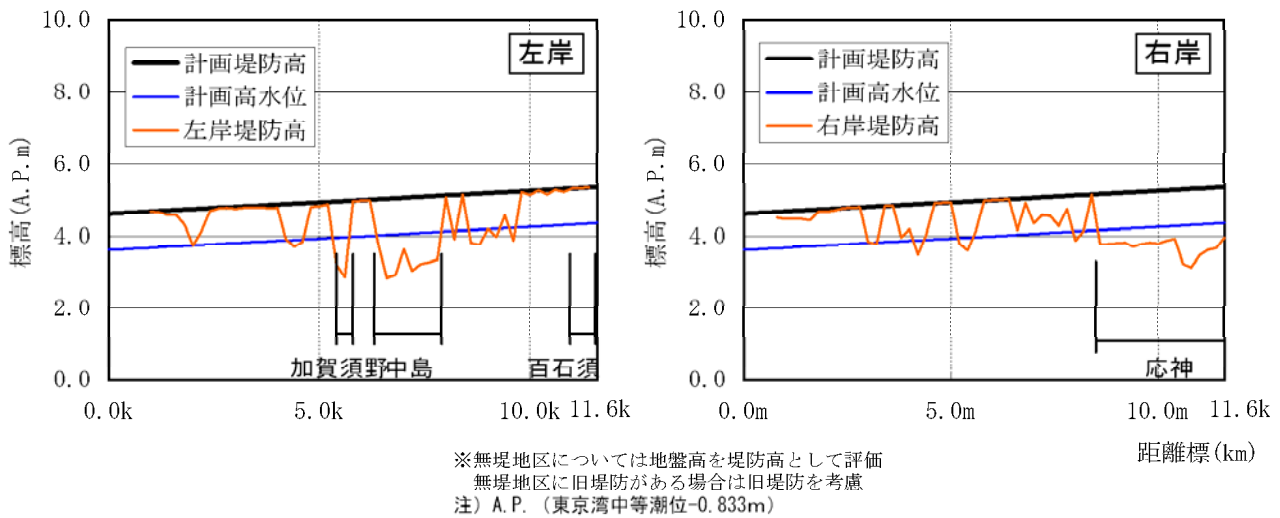


図-4.1.14 今切川の現況堤防高

表 - 4.1.8 堤防の整備（築堤）を実施する区間

河川名	実施区間						
	左岸			右岸			
	箇所名	地区名	距離標	箇所名	地区名	距離標	
旧吉野川	大津	中喜来	3.4k+50 ~ 5.2k	松茂	広島	3.4k+50 ~ 5.2k+50	
			5.2k ~ 6.4k+150 (堤防嵩上げ)			長岸	5.2k+50 ~ 5.7k (堤防嵩上げ)
	喜来	新喜来	8.6k+150 ~ 10.8k+100 (堤防嵩上げ)	北島	東馬詰		5.7k ~ 7.0k (堤防嵩上げ)
			10.8k+100 ~ 11.0k			7.0k ~ 7.6k+150	
	大麻	新喜来	11.4k+50 ~ 11.4k+100	勝瑞	勝瑞	11.4k ~ 12.4k+150 (堤防嵩上げ)	
			11.6k ~ 11.6k+100			川崎	12.4k+150 ~ 14.6k
合計			約6.2km(3.6km)	合計			約8.1km(約3.1km)
今切川	今切川 左岸	加賀須野	5.4k ~ 5.8k	今切川 右岸	応神	8.5k ~ 10.8k+50	
		中島	6.3k ~ 7.9k			10.8k+50 ~ 11.6k	
		百石須	10.8k+150 ~ 11.4k+150				
	合計			約2.7km	合計		

( )書は、堤防延長の内、堤防嵩上げの延長

表 - 4.1.9 水門の新設を実施する箇所

河川名	箇所名	実施箇所
今切川	今切川高潮右岸箇所	宮島江湖川合流点(0.6k付近)
	今切川右岸箇所	榎瀬江湖川合流点(8.2k付近)
合計		2箇所



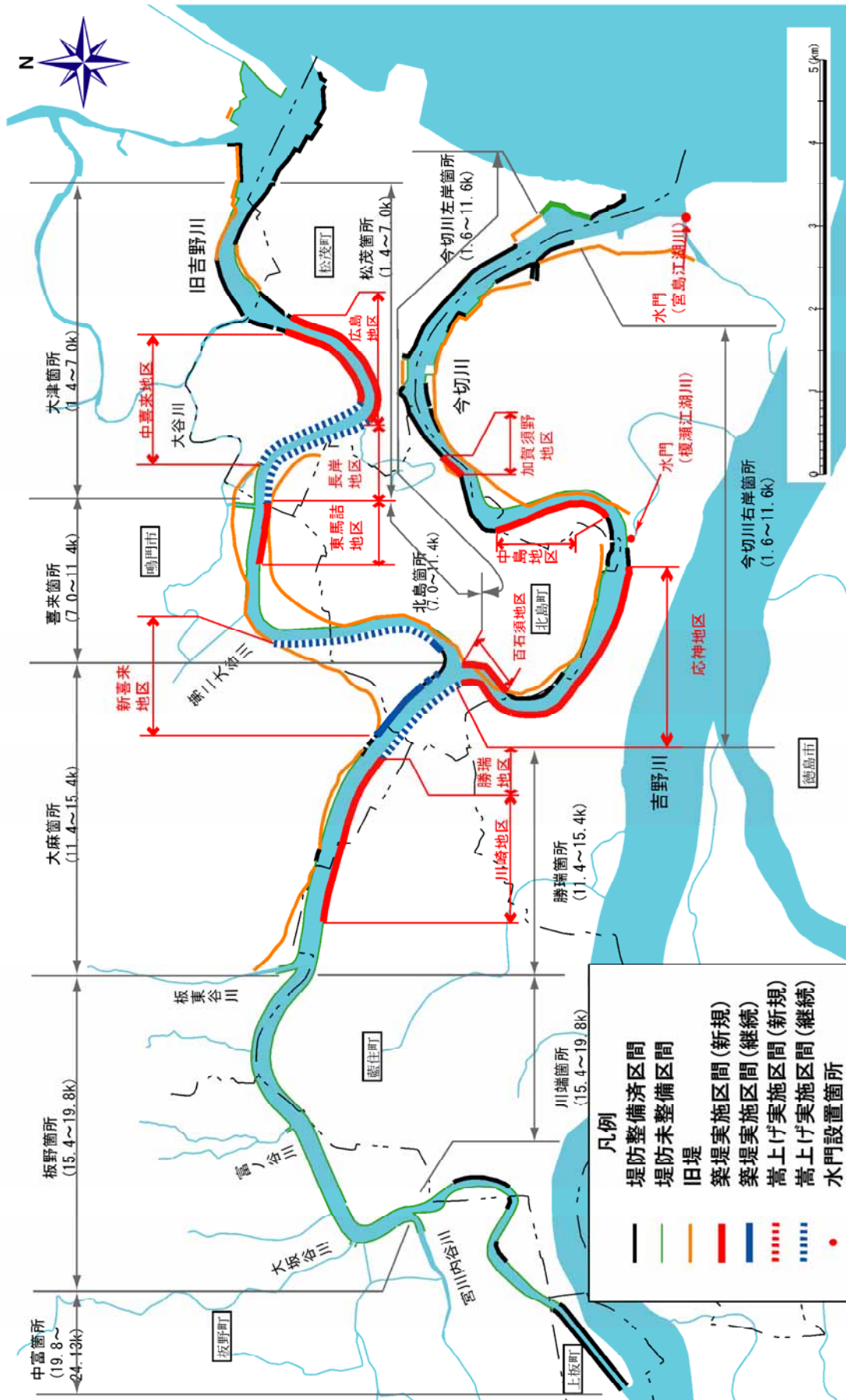


図-4.1.15 堤防の整備を実施する区間（旧吉野川・今切川）

4.河川整備の実施に関する事項

4-1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

河道の掘削等

旧吉野川の下流部（河口より14.6km付近下流）では、堤防の整備等対策を実施してもなお、流下断面が不足する河道区間について、必要な流下断面を確保するため河道の掘削を行う。また、旧吉野川の上流部（河口より14.6km付近上流）では、無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消することを目的として、はん濫水位の抑制のため河道の掘削を行う。

なお、掘削にあたっては沈水植物や河岸部の植生等、川沿いに残される河川環境・景観の保全・再生に努める。

表 - 4.1.10 河道の掘削（河道断面の確保対策）を実施する区間

河川名	実施区間					
	左岸			右岸		
	箇所名	地区名	距離標	箇所名	地区名	距離標
旧吉野川	大津	中喜来	4.6k ~ 5.2k	勝瑞	勝 瑞	12.0k ~ 12.4k+100
	大麻	津 慈	14.0k ~ 15.4k		川 崎	12.4k+100 ~ 12.8k
	板野	大 寺	17.8k+100 ~ 18.6k	川端	乙 瀬	15.6k ~ 16.2k
			19.0k ~ 19.0k+100			
	合 計		約2.9km	合 計		約1.3km

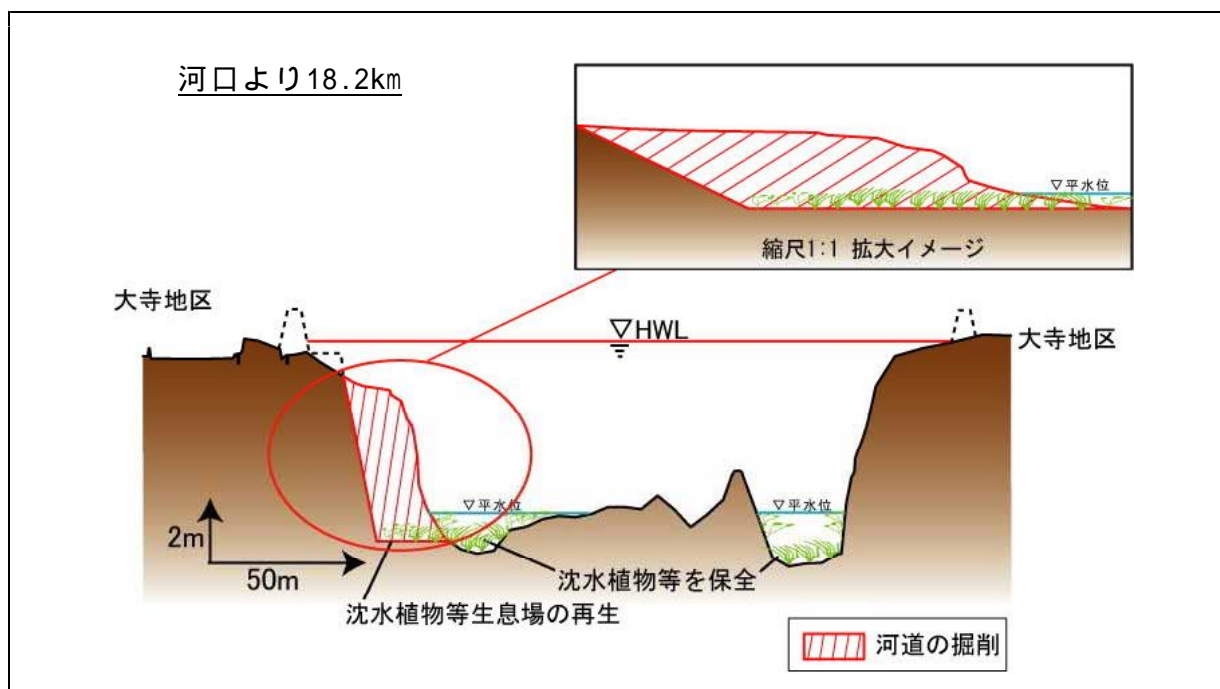


図 - 4.1.16 河道の掘削イメージ(旧吉野川)

橋梁等の許可工作物の改築

橋脚の径間長や桁下高の不足により、洪水の流下に支障を与えることが懸念される橋梁等の許可工作物については、河川工事に合わせて改築する。なお、改築の際には施設管理者と協議を実施する。

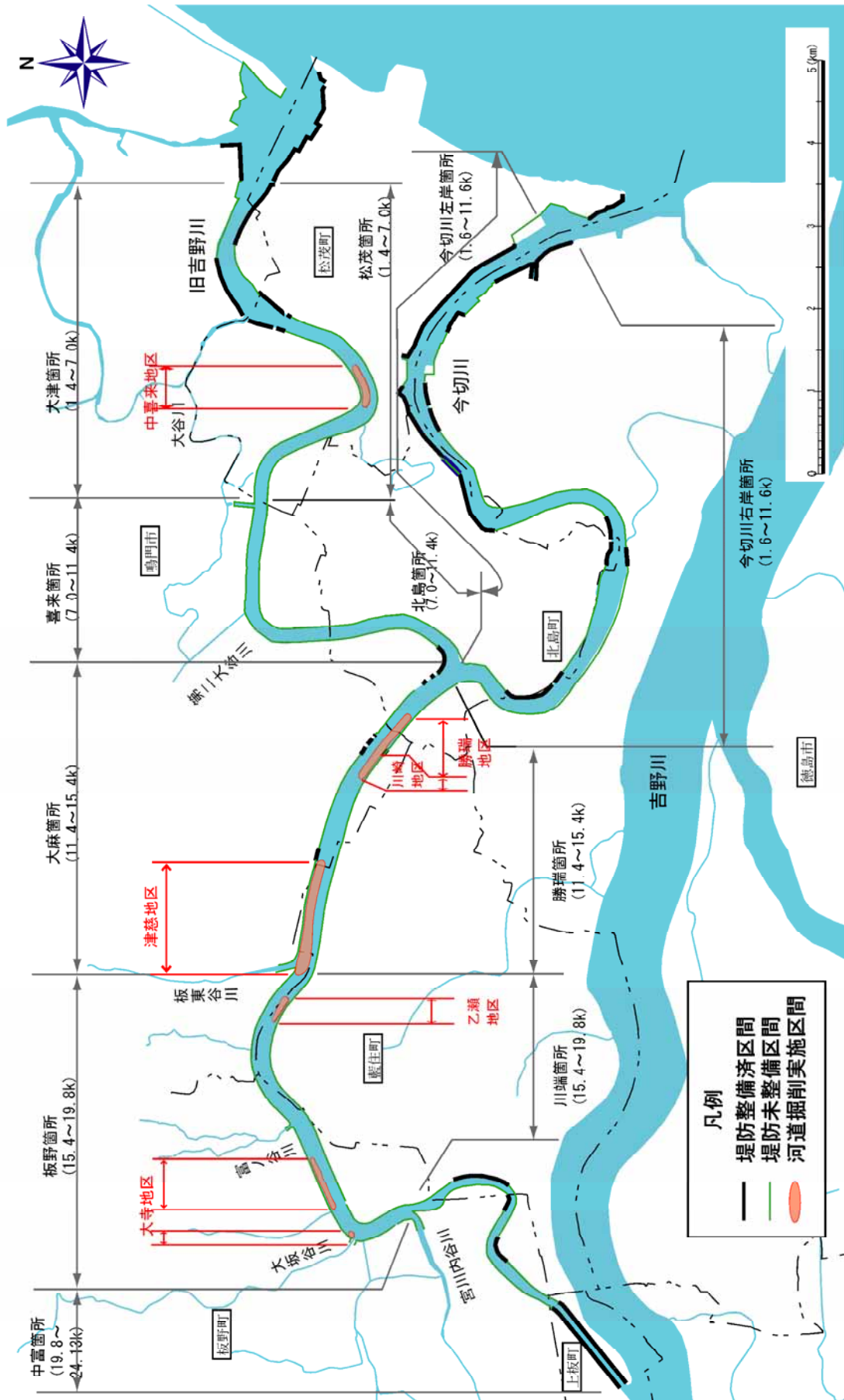


図-4.1.17 河道の掘削を実施する区間（旧吉野川・今切川）

4.河川整備の実施に関する事項

4-1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

<コラム> 旧吉野川・今切川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果

旧吉野川・今切川の堤防整備率は、30%程度と著しく遅れている。このため、現在の施設状況で整備計画目標流量の洪水が発生した場合、旧吉野川流域の国（直轄）管理区間では、旧吉野川・今切川のはん濫により約2,500haの激甚大な浸水被害が想定されます。

河川整備計画では、このような浸水被害を軽減させるため、現在、堤防の整備を実施している区間箇所に加え、計画的に築堤、河道の掘削等の整備を進め、90%程度の浸水被害を軽減することとしています。なお、下表は現在の予算状況で下流から整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を示したものです。

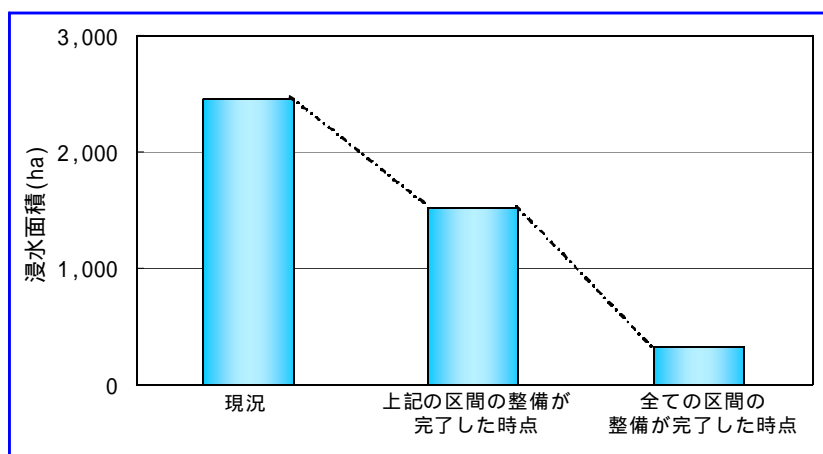
【堤防の整備の着手可能な区間を実施する箇所】

	整備箇所	
	河州名	
<del>現在、堤防の整備を実施中の箇所</del>	旧吉野川	<del>左岸：新喜来、中喜来（5.2k～6.4k+150） 右岸：長岸、勝瑞</del>
整備計画に位置付けられた箇所	旧吉野川	<del>左岸：中喜来（3.4k+50～5.2k） 右岸：広島、東馬詰、川崎</del>
	今切川	<del>左岸：加賀須野、中島、百石須 右岸：志神</del>

	整備区間		
	現在の予算状況で下流から整備した場合の着手可能な区間	旧吉野川	左岸：大津箇所
左岸：喜来箇所 大津箇所			新喜来地区（ ）
右岸：松茂箇所			広島地区 長岸地区（ ）
右岸：勝瑞箇所			勝瑞地区（ ）
今切川		左岸：今切川左岸箇所	加賀須野地区

：現在事業実施中の区間

注：上表は予算状況等により変わる場合があります。



堤防の整備段階毎の浸水面積の変化

計算条件：浸水面積は、戦後最大規模の昭和50年8月台風6号と同規模の降雨条件で、~~による~~整備（河道掘削も含む）の各段階における旧吉野川・今切川のはん濫状況をシミュレーションしたものです。





#### 4.河川整備の実施に関する事項

##### 4-1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

### 2) 地震対策

地震等による河川構造物等の損傷や浸水被害を防ぐため、当面、地震・津波の影響が比較的大きい下流部において、築堤等の実施と併せた中規模地震動の耐震対策を推進する。

また、東南海・南海地震対応の耐震・津波対策についても、堤防等河川構造物の被害状況と地震後の浸水被害状況の検討を行い、対応が必要な区間については、徳島県が所管し同一地区を防御する海岸堤防・支川堤防・港湾施設等への対応状況等も考慮しつつ、段階的に事業を実施する。

さらに、排水門（樋門）・堰等構造物についても、必要に応じて耐震性を検証し、耐震補強等の必要な対策を実施する。

加えて、対策完了以前の地震発生を想定して、徳島県や関係市町等関係機関と連携し、減災に向けたソフト対策を実施する。

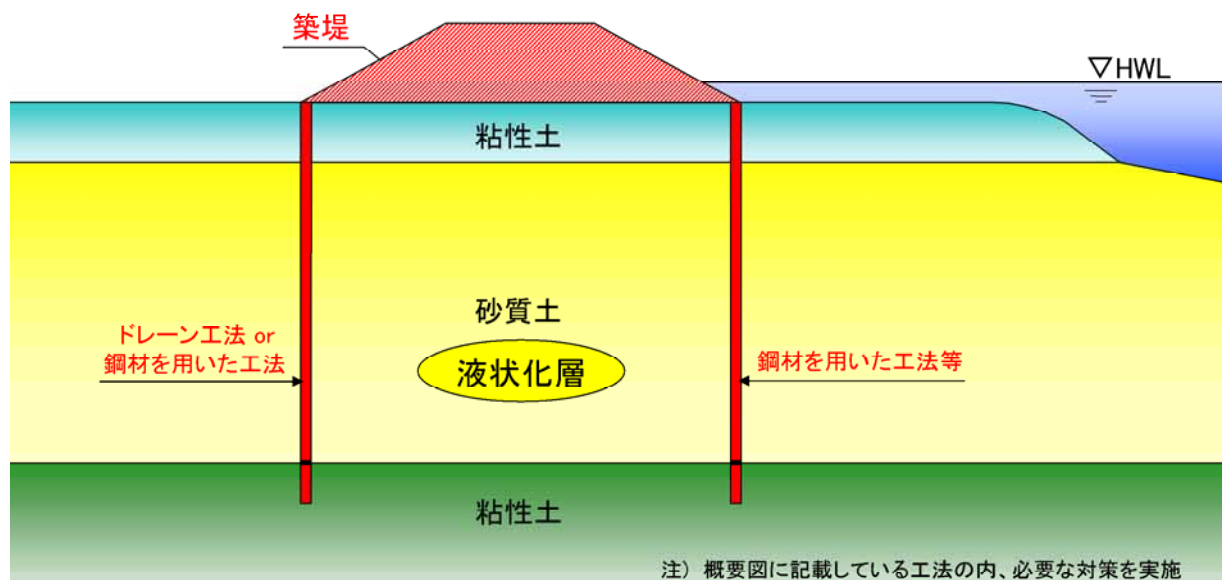


図-4.1.18 地震対策実施イメージ

**ドレーン工法** : 地盤中に排水材(砕石杭)を設置し、地震時に基礎地盤中に発生する過剰間隙水圧を消散させることによって、堤体の変形を抑制する。

**鋼材を用いた工法** : 鋼材(鋼矢板等)を堤防盛土ののり尻等に打ち込み、地震時の盛土のすべり破壊防止、地盤の液状化に伴う側方流動の防止、および盛土の沈下変形量を抑制する。



鋼材を用いた工法による耐震対策実施状況

表 - 4.1.11(1) 地震対策を実施する区間（築堤）

河川名	実施区間					
	左岸			右岸		
	箇所名	地区名	距離標	箇所名	地区名	距離標
旧吉野川	大津	中喜来	3.2k~5.6k+100	松茂	大津	2.4k~2.8k
	喜来	新喜来	8.8k+100~10.2k+100		向喜来	3.0k~3.0k+50
					広島	3.2k+150~5.0k
					長岸	6.4k+100~7.0k
					北島	東馬詰
	合計		約3.7km	合計		約3.1km
今切川	今切川 左岸	広島	4.2k~4.4k	今切川 右岸	米津	2.8k+100~3.0k
					加賀須野	3.0k~3.4k
						3.6k+50~4.4k
						5.0k~5.6k+100
	合計		約0.3km	合計		約2.2km

堤防の整備と重複する区間である。

表 - 4.1.11(2) 地震対策を実施する区間（耐震対策）

河川名	実施区間					
	左岸			右岸		
	箇所名	地区名	距離標	箇所名	地区名	距離標
旧吉野川	大津	矢倉	2.4k+100~2.8k	松茂	広島	3.2k+150~5.0k
		中喜来	3.2k~5.6k+100		長岸	6.4k+100~7.0k
	喜来	新喜来	8.8k+100~10.2k+100	北島	東馬詰	7.0k~7.2k+150
	合計		約4.2km	合計		約2.6km
今切川				今切川 右岸	米津	2.8k+100~3.0k
					加賀須野 (右岸)	3.0k~3.4k
						4.2k~5.2k+100
	合計		-	合計		約1.9km

#### 4. 河川整備の実施に関する事項

##### 4-1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

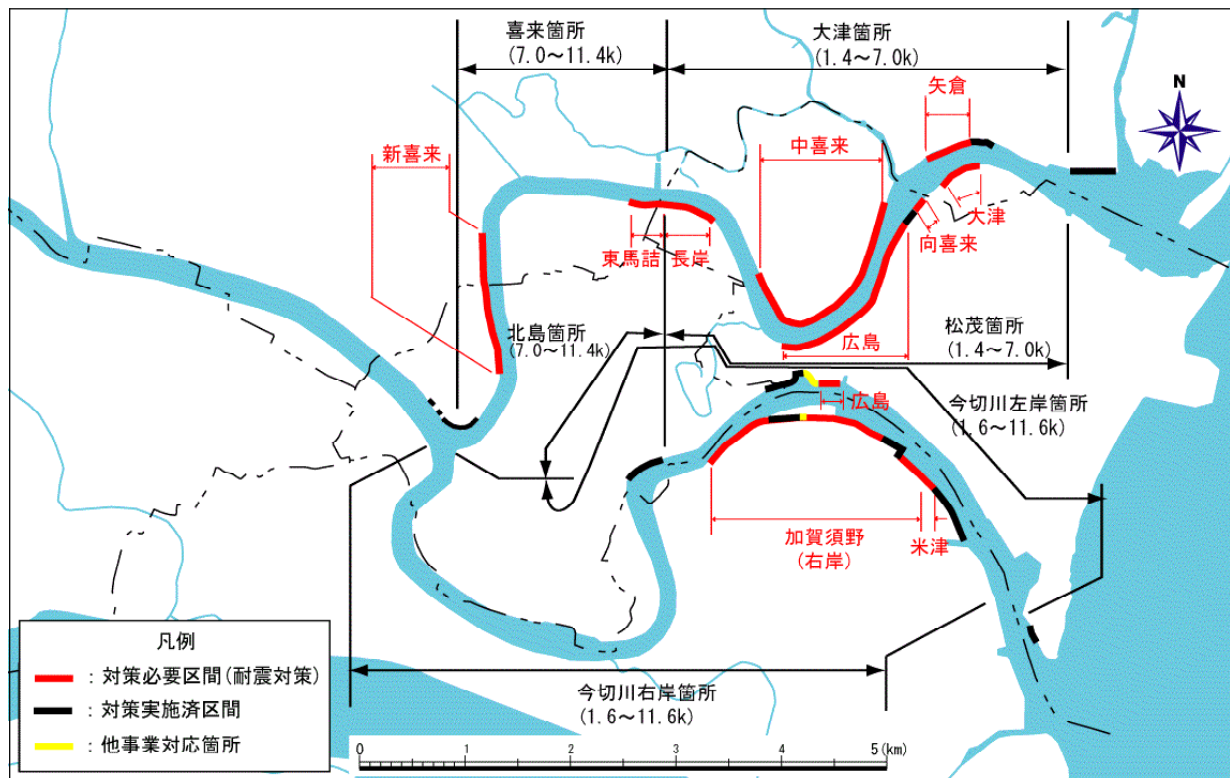


図 - 4.1.19 地震対策実施箇所(旧吉野川・今切川、中規模地震動)

### 3) 防災関連施設の設備

#### 河川防災ステーション・水防拠点等の整備

災害時における水防活動や応急復旧の拠点として、水防作業ヤードや土砂、土のう袋等の水防資機材の備蓄基地・水防倉庫を整備するとともに、より迅速かつ効率的な河川巡視、水防活動を実現するため、水防資機材運搬車両等の運行に必要となる方向転換場所（車両交換場所）の計画的整備に努める。

それらに加えて災害情報の集配信機能、水防団等の活動拠点機能、物資輸送の基地機能等の水防活動等を支援する機能を併せ持つ拠点・避難場所として、河川防災ステーションを必要に応じて関係機関と連携して整備する。

なお、平常時においても関係機関と連携し、河川情報の発信拠点、レクリエーションの場等としての活用を図る。

#### 側帯の整備

緊急用の土砂等を備蓄するために堤防に設ける側帯についても、一連区間の堤防状況等を考慮し、整備に努める。

#### 光ファイバー網等の整備

洪水等の被害を最小限に抑え、壊滅的な被害を回避することを目的として、水位、雨量、画像等の河川情報を収集し、迅速かつ効果的な洪水対応を行うとともに、その情報を関係自治体等へも伝達し、水防活動や避難誘導等に活用するため、観測設備、河川監視カメラ、光ファイバー網等を整備する。



## 4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項

吉野川及び旧吉野川・今切川における河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として計画する河川整備の内容は、以下のとおりとする。

なお、河川整備の項目とその内容については、進捗状況をフォローアップするとともに、河床変動や樹木の繁茂状況等河道内の状況の変化や流域の社会情勢等を踏まえ、必要に応じて、整備項目の追加・削除、実施内容・箇所の変更等の見直しを適切に行う。

## (1) 動植物の生息・生育環境の保全・再生

## 1) レキ河原の保全・再生

吉野川中流域（池田ダム～第十堰湛水域上流端）には、吉野川本来の姿である広いレキ河原があり、河原固有の植物やレキ河原に営巣するコアジサシ等が生息・生育している。また、外来植物であるシナダレスズメガヤの急激な繁茂が確認されており、レキ河原に依存する動植物への影響が懸念されていることから、吉野川らしい広いレキ河原を保全・再生するためにはシナダレスズメガヤが侵入・定着~~一侵入~~しにくい河道状態を再生することが必要となる。

対策の実施にあたっては、川が本来持っている洪水営力を可能な限り利用することを基本とし、侵入・拡大の要因となる河道内樹木の伐採を実施するとともに、人為的な除去対策として、直接的な抜き取り等の対策についても検討する。また、対策の実施箇所については、シナダレスズメガヤの繁茂状況、定着特性、レキ河原を利用する動植物の重要性等を踏まえて決定する。

表 - 4.1.12 レキ河原の保全・再生に関する整備を実施する箇所（吉野川）

名 称	実施箇所	主な整備の内容
レキ河原の保全・再生	17.0k～64.5k	洪水営力を利用してシナダレスズメガヤが <u>侵入・定着</u> <del>一侵入</del> しにくい環境を保全・再生するために、樹木伐採を実施 実施箇所は、シナダレスズメガヤの繁茂状況、定着特性、レキ河原を利用する動植物の重要性等を踏まえて決定する

#### 4.河川整備の実施に関する事項

##### 4-1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

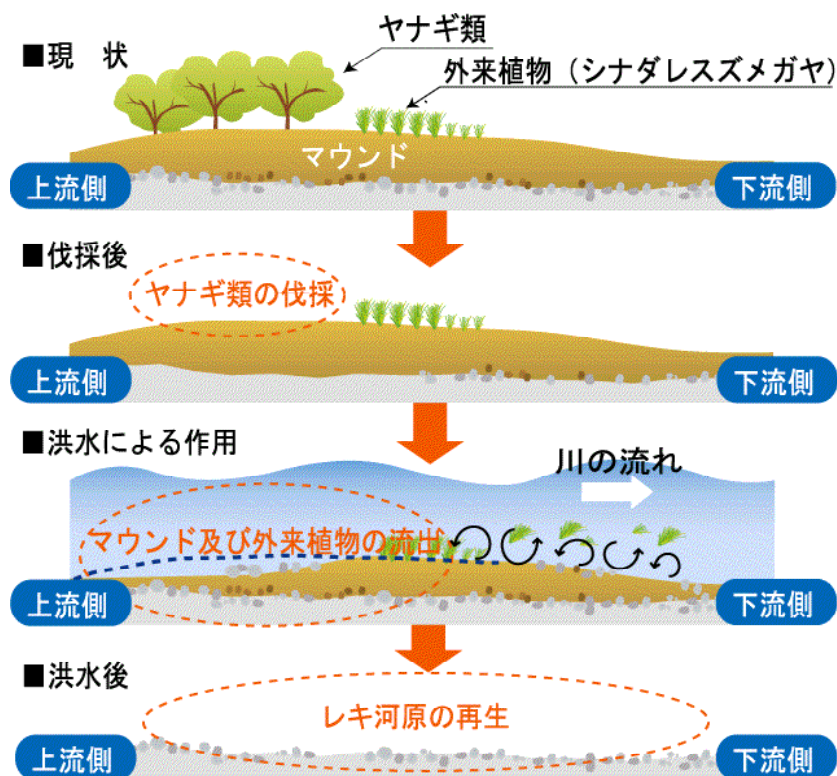


図 - 4.1.20 レキ河原再生のイメージ (吉野川)

### 2) 水際環境の保全・再生

吉野川では、昭和50年～平成2年にかけて全川的にヤナギ類の群落が発達し、特に岩津下流では拡大傾向となっている。河道内にヤナギ類が繁茂することにより、土砂堆積による砂州の陸域化によって水際が急勾配になり、陸域と水域をつなぐ水際のなだらかな連続性（エコトーン）の消失が懸念されている。水際環境の保全・再生については、ヤナギ類に依存する動植物の生息・生育環境についても考慮しながら、水際のなだらかな連続性が消失している場所について、要因となっているヤナギ類を伐採する。なお、河川工事等の際には、多自然川づくりを基本とすることなどにより河川環境の保全に努める。

表 - 4.1.13 水際環境の保全・再生に関する整備を実施する箇所 (吉野川)

名称	実施箇所	主な整備の内容
水際環境の保全・再生	左岸： 14.0k～77.4k 右岸： 14.4k～76.4k	河道の樹林化が原因で河岸が直立化した箇所について、樹木伐採を実施 実施にあたっては、ヤナギ類に依存する動植物の生息・生育環境についても考慮する

### 3) 河道内樹木の取扱い

吉野川では、河道内樹木の繁茂・拡大により洪水を安全に流下させる上で支障となっている箇所やレキ河原の減少等、吉野川本来の景観や自然環境を変化させている箇所について、治水・環境・風土の側面から吉野川の望ましい河川環境の創出・再生を

目的として樹木管理を行う。

樹木管理を実施するにあたり、当面措置を行う管理対象樹木に関する管理計画を立案し、初めに個別箇所の管理目標を明確に定めた上で、現状の河道内樹木を治水、環境、風土の観点からそれぞれ評価する。その結果、全ての観点からプラスと評価される場合には「保全・促進」、マイナスと評価される場合は「排除・改善」するための手法を検討する。また、プラスとマイナスの評価が混在する場合には、コンフリクト<sup>注1)</sup>を調整するためにミチゲーション措置（回避、低減、代償等）を講じることを基本として、目標の達成に向けた適正な管理に努める。

注1)コンフリクト：望む状態を達成しようとするときに生じる「対立」や「矛盾」。

治水、環境、風土の観点から、河道内樹木を適正な状態にする際に生じる対立や矛盾を解消しながら、管理手法を決定するための手続き。

## (2) 河川空間の整備と適正な利用

### 1) 人と川とのふれあいに関する施策の推進

子供たちの体験活動の場を拡大し、また「川に学ぶ」体験を推奨する観点から、関係機関と連携して子供たちの河川利用の推進と体験活動の充実を図るために、美馬市では、「子どもの水辺四国三郎」を「水辺の楽校プロジェクト」として整備しており、今後も地域と一体となった整備を行う。なお、整備にあたっては周辺の河川環境と調和するように配慮する。



遊歩道の整備事例  
吉野川右岸河口より37km付近



坂路（バリアフリー）の整備事例  
吉野川右岸河口より65km付近

表 - 4.1.14 人と川とのふれあいに関する整備を実施中の箇所（吉野川）

名称	実施箇所	主な整備の内容
子どもの水辺四国三郎 (美馬市水辺の楽校)	吉野川左岸58k付近 (美馬市)	子供たちが中鳥島の歴史や吉野川の自然を安全に体験できるよう河岸の整備等を実施

4.河川整備の実施に関する事項

4-1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

旧吉野川・今切川では、河口堰の操作等により常時一定の水位が確保された湛水域となっており、水面等では釣りや漕艇の練習に利用されている。また、河川敷（高水敷）等は散策や野外活動、スポーツ等に利用され、地域住民の憩いの場となっていることから、水辺や河川敷等へ近づきやすいように親水護岸等を整備することにより、魅力と活力のある地域形成に向けて、地域と共同で地域及び河川の特性を活かした交流ネットワークの構築を図る。



カーヌー等の入水場所の整備事例



今切川水辺プラザ事業箇所  
親水護岸の整備事例

表 - 4.1.15 人と川とのふれあいに関する整備を実施中の事業箇所（今切川）

名称	実施箇所	主な整備の内容
今切川水辺プラザ 地域交流拠点の整備	今切川左岸： 百石須地区	水辺や河川敷等へ近づきやすいように親水護岸・坂路等の整備を実施

2) ダム貯水池周辺整備の推進

ダム貯水池周辺は、森と湖に囲まれた貴重な水辺空間であるとともに、「湖水まつり」等に代表される地域コミュニティの場としても非常に重要であることから、関係機関と連携して、ダム環境の保全と整備を実施し、利便性の向上を図る。また、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化を目的とした「水源地域ビジョン」に基づく施策の推進について関係機関と連携し、積極的な支援を行う。

表 - 4.1.16 ダム貯水池周辺整備の推進を実施する箇所（早明浦ダム）

名称	実施箇所	主な整備の内容
早明浦ダム	早明浦ダム湖 及びダム湖周辺	ダム湖空間の適正な利用を誘導するとともに、ダム湖周辺を憩いの場として提供することで、レクリエーション機能を高める施設の整備を実施

表 - 4.1.17 水源地域ビジョン

ビジョン名	策定年
早明浦ダム水源地域ビジョン	平成14年策定
銅山川3ダム水源地域ビジョン	平成15年策定
池田ダム水源地域ビジョン	平成16年策定



## 4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

### 4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

洪水、高潮等による災害の防止又は軽減に向け、河道、河川敷、堤防、ダム及びその他の河川管理施設等を良好な状態に保ち、その本来の機能が発揮されるよう、適切に維持管理を実施する。

なお、今後、河道・河川管理施設や河川占用の状況の変化や全国における被災事例等に基づく知見、管理技術の進展等を勘案して維持管理方法等の見直しが必要となった場合には、項目の追加・削除、実施内容の変更等を適切に行う。

#### (1) 河川の維持管理

##### 河道の維持管理

事業実施箇所における効果の持続性や洪水の流下に支障を生じないように、河道については、河川巡視や縦横断測量等、定期的にモニタリングを行い、土砂堆積や河床低下等の河道状況の把握に努める。

洪水の疎通能力の維持及び低水路の安定化を図るため、必要に応じ河道整正や樹木伐採を行う。

河川巡視

特に洪水を安全に流下させるための対応として、河道の掘削、樹木伐採を行う箇所及び吉野川中流域の清谷川合流点～美馬中央橋付近等については、河床変動及び竹林の繁茂状況を定期的にモニタリングし、流下能力評価を行い、必要に応じて、河道整正、樹木管理等の措置を実施する。

また、増水（出水）後は、河川巡視等により点検を行うとともに、水衝部付近の局所的な深掘れ等が見られる箇所については、その進行状況の点検等を実施し、必要に応じ、適切に護岸・根固め等の補修を実施する。

旧吉野川のホテイアオイ等への対応については、河川巡視などのモニタリングにより発見し駆除するほか、「ホテイアオイ対策連絡会」等を通じ、関係機関と情報共有を行うなど、連携を図り、早期の駆除に努める。



##### 堤防・護岸の維持管理

堤防や護岸については、洪水時に機能が維持されるよう、平常時における点検の実施や必要に応じた適切な補修を実施する。

また、洪水時においても、河川巡視等による堤防漏水や護岸等被災状況の把握に努めるとともに、洪水後には、堤防・護岸の変形等の有無について巡視・点検を行い、必要に応じ適切な補修を実施する。



堤防除草

#### 4.河川整備の実施に関する事項

##### 4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

なお、堤防については、堤防の変形・ひび割れ等の変状を早期に発見するため、堤防除草を出水期の前後（年2回）に行った上で徒歩巡視等の点検を実施し、必要に応じ適切な補修を実施する。なお、刈草については、農家での再利用や堆肥化などを実施しており、今後も同様のリサイクルに努める。

護岸については、護岸の変形・ひび割れ等の変状を早期に発見するため、平常時の河川パトロールカーによる河川巡視の他、吉野川の河口域（河口～名田橋付近）や旧吉野川・今切川では巡視船による点検を実施し、必要に応じ適切な補修を実施する。

特に、上板、鴨島箇所等の吉野川下流域において過去から堤防漏水が頻発している区間については、河川巡視や堤防に設置した間隙水圧等の計器を使用したモニタリングを継続的に行い、堤防漏水対策工の効果等を把握し、今後の堤防漏水対策に反映するとともに必要に応じ適切な補修を実施する。

さらに、円滑な河川巡視に向けて、管理道等必要な施設の整備・補修を実施する。

#### 施設の維持管理

洪水時に良好な機能が発揮できるよう、排水門（樋門、樋管）、水門、排水ポンプ場（排水機場）等の施設については、平常時の河川巡視による他、洪水の発生する可能性が高い4月～11月は月2回以上、12月～3月は月1回以上の頻度で排水門（樋門）操作員による点検を実施するとともに、専門家による定期点検を年1回以上実施し、機器の不具合・故障及び排水門堤外の導水路の閉塞等を発見した場合には速やかに必要な対策を実施する。



排水ポンプ場（排水機場）の点検

なお、排水門（樋門）等の操作は、操作規則に則り地元自治体及び地先の実情に詳しい地元の方の協力を頂きながら実施しており、これからも協力を頂く必要があるが、今後予想される排水門（樋門）等の操作員の高齢化や人員不足等の問題に対応するため、排水門（樋門）操作環境の改善を図る上屋の設置、遠隔操作、自動操作等が可能なように対策を行い、確実な施設の操作に努める。

また、排水ポンプ場（排水機場）については、施設の状態を総合的に診断し、機能が低下しないよう計画的な施設の修繕を実施する。

吉野川の堰については、施設の適切な機能維持のため、河川巡視により点検し、必要に応じ適切な補修を実施する。

旧吉野川・今切川の堰、閘門については、施設管理規定に基づき適切な維持管理を実施する。

水文観測所については、定期的に保守点検を実施し、機能を維持する。

表 - 4.2.1 河川管理施設数一覧

河川名	河川管理施設	箇所数
吉野川	堰	2箇所(第十堰、柿原堰)
	排水ポンプ場(排水機場)	15箇所
	排水門(樋門・樋管)	82箇所
	陸閘	1箇所
	河川防災ステーション	1箇所(石井)
	水文観測所	水位観測所：15箇所(支川1箇所)
		雨量観測所：21箇所
水質自動監視装置：1箇所(高瀬)		
旧吉野川	堰	1箇所(旧吉野川河口堰)
	排水門(樋門・樋管)	3箇所
	水門	1箇所(丸須水門)
	閘門	1箇所(鍋川)
	水文観測所	水位観測所：6箇所(支川1箇所)
		雨量観測所：4箇所
水質自動監視装置：1箇所(西高房)		
今切川	堰	1箇所(今切川河口堰)
	排水門(樋門・樋管)	1箇所
	水文観測所	水位観測所：1箇所
祖谷川	水文観測所	雨量観測所：1箇所

平成18年3月現在

表 - 4.2.2 既設排水ポンプ場(排水機場)一覧表

内水地区名	排水ポンプ場(排水機場)名	排水量	設置年	備考
正法寺	正法寺川排水機場	6 m <sup>3</sup> /s	S43	
		2 m <sup>3</sup> /s	H 7	
前川	前川救急(内水)排水機場	4 m <sup>3</sup> /s	H 5	
飯尾川	飯尾川排水機場	20 m <sup>3</sup> /s	S44	
		10 m <sup>3</sup> /s	S58	
		10 m <sup>3</sup> /s	H 5	
神宮入江川	神宮入江川排水機場	5 m <sup>3</sup> /s	S49	
		5 m <sup>3</sup> /s	S53	
江川	江川排水機場	10 m <sup>3</sup> /s	S48	
蛇池川	蛇池川排水機場	5 m <sup>3</sup> /s	S56	
		5 m <sup>3</sup> /s	H 5	
熊谷	熊谷川排水機場	5 m <sup>3</sup> /s	S54	
		5 m <sup>3</sup> /s	H 5	
指谷	指谷川排水機場	4 m <sup>3</sup> /s	S61	
		4 m <sup>3</sup> /s	H 6	
柿の木谷	柿の木谷排水機場	4 m <sup>3</sup> /s	S43	
		4 m <sup>3</sup> /s	S50	
川島	川島排水機場	12 m <sup>3</sup> /s	S39	改築中
学島	学島排水機場	6 m <sup>3</sup> /s	S41	
		7 m <sup>3</sup> /s	S53	
		7 m <sup>3</sup> /s	S57	
城の谷	城の谷排水機場	2 m <sup>3</sup> /s	H12	
		2 m <sup>3</sup> /s	H17	
合計		144 m <sup>3</sup> /s		

#### 4.河川整備の実施に関する事項

##### 4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

### 許認可事務

河川区域内の土地の占用、工作物の新築・更新、土地の形状変更、砂利の採取等、許認可事務を河川法に基づき適正に実施する。

また、砂利採取については、砂利資源の枯渇傾向や河川管理施設、河川環境への影響に配慮しながら砂利採取法等に基づき適切に対処する。

### 河川美化

河川の監視体制の強化や地元の方の協力を得ながら河川愛護思想の普及啓発を行うことを目的として委嘱している河川愛護モニターの積極的な活動など、地域住民や関係機関と連携・協働により、今後さらなる河川美化に努める。

また、ゴミ、土砂等の不法投棄に対しては、地域と一体となった一斉清掃を実施し、河川巡視の強化や悪質な行為に対しては、関係機関との連携を図り、[不法投棄行為者について、撤去指導を行う者等の適切な対策を行い、放置車両等についても関係機関と連携を図り、撤去等の適切な対策](#)を実施する。



一斉清掃(吉野川)

さらに、河川のどの場所に不法投棄がされているか確認出来る資料を作成し、関係機関及び地域住民へ周知等を行うとともに、[不法投棄に関する流域講座や現地（フィールド）講座を開催し](#)、河川愛護思想の普及に努めるとともに、今後も河川美化への連携・協働を図る。

### 水防資機材の確保

水防活動や河川管理施設の被災等不測の事態への緊急的な対応に備え、引き続き機材や土砂、土のう袋、シート、根固めブロック等の水防資材の備蓄に努める。

## (2) ダムの維持管理

上流ダム群については、引き続き統合管理により流域全体の効果的な流量調整を継続する。そのため、各ダムや水文観測所等の河川管理施設を定められた点検基準に基づき適正に管理を行うとともに、流木処理や堆砂対策等を適切に実施し、ダム（貯水池）機能の確保を図ることが重要であり、除去した流木や堆砂については、可能な限り有効活用を図る。また、早明浦、富郷、柳瀬、新宮ダムにおいては貯水池内の地すべり滑動についても、監視を行い、必要に応じて迅速に対策を講じる。

また、柳瀬ダムでは、既存施設のさらなる有効活用を図ることを目的として、平成17年度より [えん壩堤改良事業](#)として放流設備の新設とともに堆砂除去等に着手しており、コスト等に配慮しながら適切な事業実施を図る。



表 - 4.2.3 河川管理施設数一覧（ダム管理）

河川名	河川管理施設	箇所数
吉野川	ダム	2箇所(池田ダム、早明浦ダム)
銅山川	ダム	3箇所(新宮ダム、柳瀬ダム、富郷ダム)
	堰	1箇所(影井堰)
	水文観測所	水位観測所：1箇所 雨量観測所：2箇所
祖谷川	水文観測所	雨量観測所：3箇所
南小川	水文観測所	水位観測所：1箇所
		雨量観測所：2箇所
穴内川	水文観測所	水位観測所：1箇所
		雨量観測所：1箇所
立川川	水文観測所	水位観測所：1箇所
		雨量観測所：2箇所
汗見川	水文観測所	雨量観測所：1箇所
地藏寺川	水文観測所	雨量観測所：1箇所

平成18年3月現在



堆砂除去の状況（柳瀬ダム）



図 - 4.2.1 ダムによる流木の捕捉、回収、有効利用の例

4.河川整備の実施に関する事項

4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備

浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備に向け、災害情報協議会等を通じて関係機関相互の情報共有、連携強化を推進し、河川情報の収集・提供、水防団との連携等の支援・協力を進める。

1) 河川情報の収集・提供

四国地方整備局防災業務計画書に基づき、洪水、水質事故、地震等緊急時には、組織体制を執り、迅速かつ確に河川情報等を収集し一般住民の避難、防災活動のための情報として県を通じ関係市町に周知する。また、報道機関、インターネット、携帯電話等を通じて一般住民への情報提供に努める。

なお、吉野川(国(直轄)管理区間)は「洪水予報指定河川」に指定されており、気象台と共同して洪水予報の迅速な発令を行うとともに、関係機関に迅速かつ確実な情報連絡を行い、報道機関等を通じた地域住民等への情報提供に努める。

また、旧吉野川・今切川については、平成17年5月の水防法改正に伴い、「水位周知河川(水位情報周知河川)」として指定されたことから、浸水被害が始まるおそれのある水位情報について関係機関への迅速かつ確実な情報連絡を行うとともに報道機関等を通じて地域住民への情報の周知に努める。

ダムに関しても同様に関係機関への情報連絡を行うとともに、インターネット、携帯電話等を通じて情報提供に努める。

さらに、水防警報の迅速な発令により円滑な水防活動を支援し、災害の軽減を図るとともに、出水期前に関係機関と連携し、情報伝達訓練を行う。

防災情報の提供を行うにあたっては、住民等の受け手側が防災情報を正確に理解し的確な判断や行動に繋がるよう、防災情報に使用する用語の改善なども含め、提供を行った情報で共通した危険性を認識できるよう情報の改善・拡充に努める。

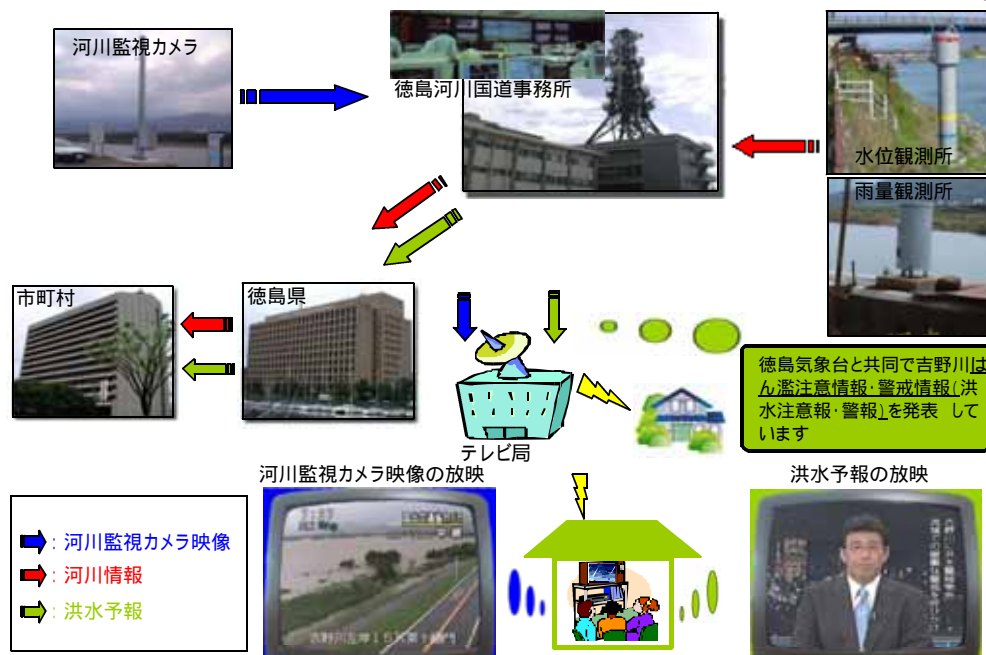


図 - 4.2.2 洪水予報の伝達イメージ

## 2) 地震及び洪水の対応

地震や洪水において、堤防・護岸等河川管理施設等の状況把握のため、河川巡視等により被災状況についての把握を行い、迅速かつ的確な対応を行う。

また、不測の事態が発生した場合には臨機に応急復旧等緊急的な対応を実施し、徳島県を經由した各市町村からの出動要請の応え、保有する災害対策用機械の派遣等を行うことで、地震・洪水被害の防止・軽減に努める。

## 3) 洪水ハザードマップ整備の促進

洪水時に適切に対応するため、各市町の洪水ハザードマップの作成・公表、水防体制や避難誘導體制の拡充に向けた取り組みに対し、今後も可能な限り技術的支援・協力を実施する。

さらに、地域住民、学校、企業等が水害に対する意識を高め、日常から浸水被害を軽減するための備えを進めるとともに、洪水時に自主的かつ適切な行動がとれるように、洪水ハザードマップを活用した避難訓練、避難計画検討等の取り組みに対し必要な支援・協力を図る。

## 4) 水防団等との連携

洪水時の水防活動は水防団が主体となり実施している。水防活動を迅速かつ円滑に行うため、その主体となる自治体と関係機関、河川管理者からなる「吉野川上・下流水防連絡協議会」を定期的開催し、連絡体制・重要水防箇所等の確認、土砂、土のう袋等の水防資機材の備蓄状況等関連する情報について共有化を図る。また、増水⇐出水⇒期前に重要水防箇所の合同巡視、水防訓練等により水防体制の充実を図る。



水防訓練状況

さらに、洪水時には、水防団等が迅速な水防活動を行えるように河川情報を提供する等の支援を行うとともに、水防団等が高齢化している現状を踏まえ、水防活動の機械化等の省力化に努める。

## 5) 水害防止体制の構築

地域住民、水防団、自治体、河川管理者等が、自助、共助、公助の連携、協働を踏まえつつ、洪水時に的確に行動し、被害をできるだけ軽減するための防災体制や連絡体制の一層の強化を図る。

このため、国土交通省と地元自治体で洪水時の河川の状況やはん濫の状況を迅速かつ的確に把握して、水防活動や避難等の水害防止活動を効果的に行うため、保有する雨量や水位等の河川情報をより分かりやすい情報として伝達するとともに、地域の実

#### 4.河川整備の実施に関する事項

##### 4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

情に詳しい住民等から現地の情報収集を行う等、様々な情報を共有する体制の確立に努める。

また、地域住民、自主防災組織、民間団体等が、災害時に行う水害防止活動を可能な限り支援するよう努める。

#### 6) 浸水に強いまちづくりの支援

浸水の危険性がある地域の周知や洪水はん濫及び水害対策に関する知見の提供等を通じ、市町による浸水に強いまちづくりを支援していく。



#### 7) 水質事故への対応

不法投棄や事故などによる油類及び有害物質が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類等の生態系のみならず水利用者にも多大な影響を与えるため、水質事故発生時には流出拡散防止対策等を実施する必要がある。そのため、対応に必要な資機材の整備を行う。また、定期的に「吉野川水系水質汚濁防止連絡協議会」等を開催し連絡体制を強化するとともに、水質事故訓練等を行うことで、迅速な対応が可能となるよう体制の充実を図る。

水質事故防止には、地域住民の意識の向上が不可欠であり、関係機関が連携して水質事故防止に向けた取り組みを行う。



水質事故への対応

#### (4) 災害復旧

増水（出水）等による漏水や河岸の侵食により堤防の安全性が損なわれるなど河川管理施設が損壊した場合には、速やかに復旧する。

特に堤防の決壊（破堤）等大規模災害が発生した場合には、被害の拡大を抑制するため、備蓄しているコンクリートブロックや土砂を使用し緊急的な対策を行う。

さらに、堤防等の河川管理施設や橋梁や道路等の公共土木施設の被災情報を迅速に収集するため、これらの施設の整備・管理等に関して専門の知識を持つ防災エキスパートの協力を得る。



被災状況



災害復旧後

#### 4.河川整備の実施に関する事項

##### 4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

#### 4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

吉野川及び旧吉野川・今切川における河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として計画する実施項目は以下のとおりとする。

なお、河川の維持の項目とその内容については、定期的な水質調査等、継続的なモニタリングにより河川環境の変化を把握し、新しい知見を踏まえながら実施項目を見直す等、順応的に対応する。なお、実施にあたっては、関係自治体や地域住民等との連携・協働を図る。

##### (1) 適切な流水管理

四国の社会基盤を支えている都市用水や農業用水等の安定した取水と流水の正常な機能を維持するため、河川の水量・水質を常時監視するとともに、既存の分流施設等の河川管理施設の適正な管理を行うものとする。また、利水者に対しては、取水量を的確に計測するための流量計または水位計等の設置を指導するなど、適切な流水管理に努める。

##### (2) 渇水への対応

吉野川は四国4県の広域的な水利用を支えるものであり、渇水による取水制限は、制限の程度に応じて、地域住民の生活や社会活動、農業生産等に大きな影響を与える。このため「吉野川水系水利用連絡協議会」や「銅山川渇水調整協議会」等を通じ、流況等の情報を共有し、渇水時における円滑な渇水調整の実施等、迅速な対応に努める。また、水を利用している地域住民に対して節水を呼びかける等、啓発に努める。あわせて、広域的水利用及び危機管理の観点から、既存水資源開発施設の有効利用も含めた異常渇水への対応について検討を行う。



吉野川水系水利用連絡協議会  
の開催状況

##### (3) 水質の保全

吉野川は良好な水環境を有する河川であり、多種多様な動植物が生息・生育するとともに、その流水は水道用水やかんがい用水等に利用されるなど、流域に暮らす多くの人々の生活や産業活動を支えていることから、良好な水質を保全することは人間生活と調和のとれた自然豊かな河川環境を保全するための重要な課題となっている。

水質の保全にあたっては、吉野川及び旧吉野川・今切川の水質（BOD75%値）は、環境基準を概ね満足していることから、引き続き定期的な観測により水質状況を把握する。水質が悪化した河川においては、浄化事業について検討するとともに、環境用水については申請があれば適切に対応する。また、良好な水質を維持するためには、流

域全体における取り組みが重要となることからとともに、吉野川流域一斉水質調査や水生生物調査など、地域住民等と一体となった水質保全の取り組みを継続するなど、良好な水質の維持に向けた広報・啓発等を行う。また、「吉野川水系水質汚濁防止連絡協議会」等を通じて情報を共有し、地域住民、関係機関等と連携を図り現況水質の維持に努める。

~~併せて~~ダムにあたっては、淡水赤潮が発生していることから、引き続き定期的な水質観測を行い、水質・底質の動向を注視していく。



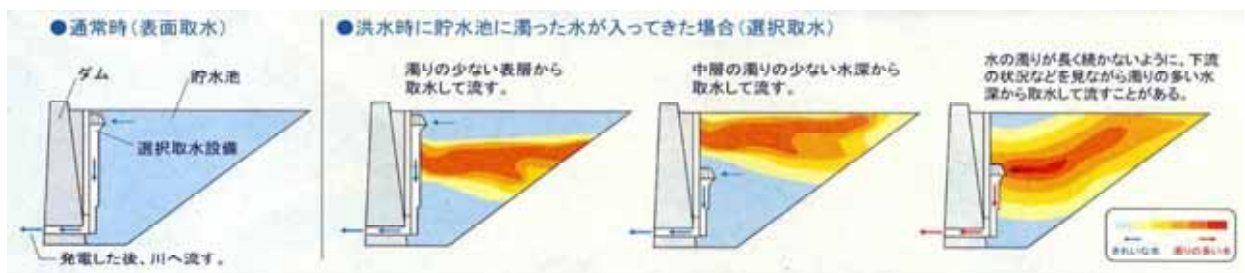
定期水質観測（採水状況）



定期水質観測（透視度の測定）

また、早明浦ダムにおける洪水後及び濁水時の濁水放流の長期化の軽減については、今後とも貯水池の適正な維持管理及び濁水発生の実態把握に努めるとともに、選択取水設備の運用、底泥除去を継続実施していく。

さらに、銅山川における河川環境の保全については、関係機関と連携し、水環境向上のため、現状の取り組みを継続する。



早明浦ダム選択取水設備運用イメージ図



底泥除去（早明浦ダム）



#### 4.河川整備の実施に関する事項

##### 4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

##### 4-2-3 河川環境の保全に関する事項

吉野川及び旧吉野川・今切川における河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として計画する実施項目は、以下のとおりとする。

なお、河川整備の項目とその内容については、河川水辺の国勢調査等、継続的なモニタリングにより動植物の生息・生育環境状況等の変化を把握し、新しい知見を踏まえながら実施項目を見直すなど、順応的に対応する。なお、実施にあたっては、関係自治体や地域住民等との連携・協働を図る。

##### (1) 動植物の生息・生育環境の保全

##### 1) 吉野川

##### 瀬・淵の保全

吉野川には、アユ等の産卵場や採餌場となる瀬や淵が多く分布していることから、魚類、底生動物の貴重良好な生息環境となっている瀬・淵の保全に努める。



アユの良好な生息場となっている瀬（つるぎ町）吉野川河口より55k付近



アユの産卵場となっている瀬（吉野川市）吉野川河口より22k付近

##### 竹林（水害防備林）の保全

吉野川の竹林（水害防備林）は、吉野川固有の河川景観を形成しているとともに、鳥類のねぐらや営巣地に利用されるなど、動植物にとって良好な生息・生育環境となっていることから、堤防の整備、河道の掘削が必要な箇所については、治水との整合を図りながら、竹林の保全に努める。



鳥類のねぐら等に利用されている竹林（美馬市）吉野川河口より43k付近



サギの集団営巣地（美馬市）吉野川河口より49k付近



### 河川の連続性の確保

吉野川には、アユなど遡上・降下を行う魚類等が多く生息していることから、支川を含めた魚類等の移動の連続性を確保する必要がある。このため、定期的な点検等を行い、池田ダム、柿原堰等の魚道の機能を維持するとともに、~~図り、河川の流入支川等との~~連続性の確保に努める。



柿原堰の魚道

### 河口干潟の保全

河川及び海からの影響を受ける吉野川の河口干潟には、シオマネキ等の底生動物やアイアシ等の植物が生息・生育しているほか、シギ・チドリ類の重要な中継地となっている。また、オオヨシキリ等の鳥類にとっては、良好なヨシ群落が繁殖や餌場として利用されているほか、多様な動植物の貴重な生息・生育場となっていることから、良好な干潟環境の保全に向けて継続的なモニタリングを行う努める。



底生生物の良好な生息場  
(アシハラガニ)



シギ・チドリ類の重要な中継地  
(ハマシギ)

## 2) 旧吉野川

### 水域・水際環境の保全

旧吉野川・今切川の湛水区間にあるワンド・よどみは、魚類や沈水植物等の良好な生息・生育環境となっていることから、河川工事等の際には、多自然川づくりを基本とし、~~することなどにより河川環境の保全に努める。また、~~河道の掘削が必要な箇所については、治水との整合を図りながら、ヨシ等の抽水植物やクロモ等の沈水植物等の多様な水際植生への影響を軽減するために必要なミチゲーションを実施するの保全に努める。

#### 4.河川整備の実施に関する事項

##### 4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所



湛水区間の水域環境（藍住町）  
旧吉野川右岸河口より15km付近  
河川の連続性の確保



湛水区間の水際環境（板野町）  
旧吉野川右岸河口より18km付近

旧吉野川・今切川には、アユなど遡上・降下を行う魚類等が多く生息していることから、支川を含めた魚類等の移動の連続性を確保する必要がある。このため、定期的な点検等を行い、第十樋門等の魚道の機能を維持するとともに、~~を図り、~~河川の流入支川等との連続性の確保に努める。

#### (2)河川景観の維持・形成

##### 1)吉野川

河川景観については、流域の特性、土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その維持・形成に努める。

吉野川中流域（池田ダム～第十堰湛水域上流端）は、水害防備林（竹林）やレキ河原等の特徴的な河川景観を有していることから、河道の掘削が必要な箇所については、緩傾斜にすることでオギ・ツルヨシ群落等の多様な水際植生の回復を図るなど、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、地域住民との連携を図りながら放置された水害防備林の適正な管理に努める。

吉野川の河口部では、河口部の雄大な河川景観の維持・形成に努める。

なお、河川工事等の際には、多自然川づくりを基本とすることなどにより河川環境に配慮するとともに、排水門（樋門）等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺景観と調和するように努め、木材を利用する場合は、国産木材の有効利用に配慮する。



レキ河原と水害防備林（つるぎ町）  
吉野川右岸河口より56.6km付近



景観に配慮した排水門（樋門）の事例  
吉野川左岸河口より37km付近

## 2) 旧吉野川

ヤナギや竹林等が繁茂する水際には、多様な植生が見られることから、河道の掘削が必要な箇所については、多様な水際植生の回復を図る等、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、河口堰下流は、コンクリート護岸が続く単調で人工的な景観となっていることから、河川工事等の際には多自然川づくりを基本とすることなどにより、自然度の高い河川景観の創出に努めるとともに、排水門（樋門）等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺景観と調和するように努め、木材を利用する場合は、国産木材の有効利用に配慮する。



景観に配慮した護岸の整備事例  
今切川右岸河口より4km付近



景観に配慮した排水門（樋門）の整備事例  
旧吉野川右岸河口より4km付近

## (3) 河川空間の整備と適正な利用

吉野川水系における河川空間の整備と適正な利用に関しては、身近な生活の場として人々にうるおいやすらぎを与え、人と人がふれあうことができる水辺空間を創造する。また、豊かな自然と美しい景観を保全するとともに、誰もが自由に自然とふれあうことができる親水空間を創造する。

吉野川中流域（池田ダム～第十堰堰水域上流端）は、水辺に残された水害防備林（竹林）等の自然植生との調和を図りながら、限られたオープンスペースとしての河川敷（高水敷）を活かし、川沿いの地域に密着した多目的な広場等として管理する。また、河川敷（高水敷）を利用した耕作地等の生産緑地との調整を図りつつ、河川敷（高水敷）をスポーツ・レクリエーション等の行える快適な河川空間となるように管理する。

吉野川下流域（第十堰堰水域～河口）は、河口部に位置する広大な河川空間を持っていることから、ふるさとのシンボルとなる河口部の広大な自然景観や自然環境を活かした親水空間として管理するとともに、市街地に接した河川として河川敷（高水敷）における利用度を高め、スポーツやレクリエーションの場となるよう管理する。

旧吉野川・今切川は、吉野川左岸部に位置し、工業地域を含む市街化が進行する地区となっていることから、川沿いの地域住民にうるおいと憩いを与える身近な水辺のオープンスペースとなるよう管理する。



#### 4.河川整備の実施に関する事項

##### 4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

#### (4) 川に親しむ取り組み

水生生物調査等の身近な自然である吉野川に親しめる自然体験活動等、将来を担う子供たちの環境教育への積極的な支援や地域住民等との連携した河川愛護活動等を実施し、地域住民の吉野川等に対する関心を高める様々な活動を行う。



水生生物調査



総合学習の支援